

- 1 免許番号 内共第1号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
(1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
(2) うなぎ、こい、ふな、はえ、もくずがに、すっぽん、にじます漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 岡山市、備前市、瀬戸内市邑久町、長船町、赤磐市(旧熊山町、旧吉井町)、和気郡和気町、久米郡美咲町(旧柵原町(久木及び柵原以北を除く))地内
- 4 漁場の区域 基点第1号と基点第18号を結んだ直線から上流、基点第12号と基点第13号、基点第16号と基点第17号を結んだ各直線と基点第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第14号及び基点第15号の各基点から下流の吉井川、瓜生川、小野田川、金剛川、八塔寺川、大藤川、和意谷川、日笠川、初瀬川、田土川、王子川、高田川、滝山川の区域

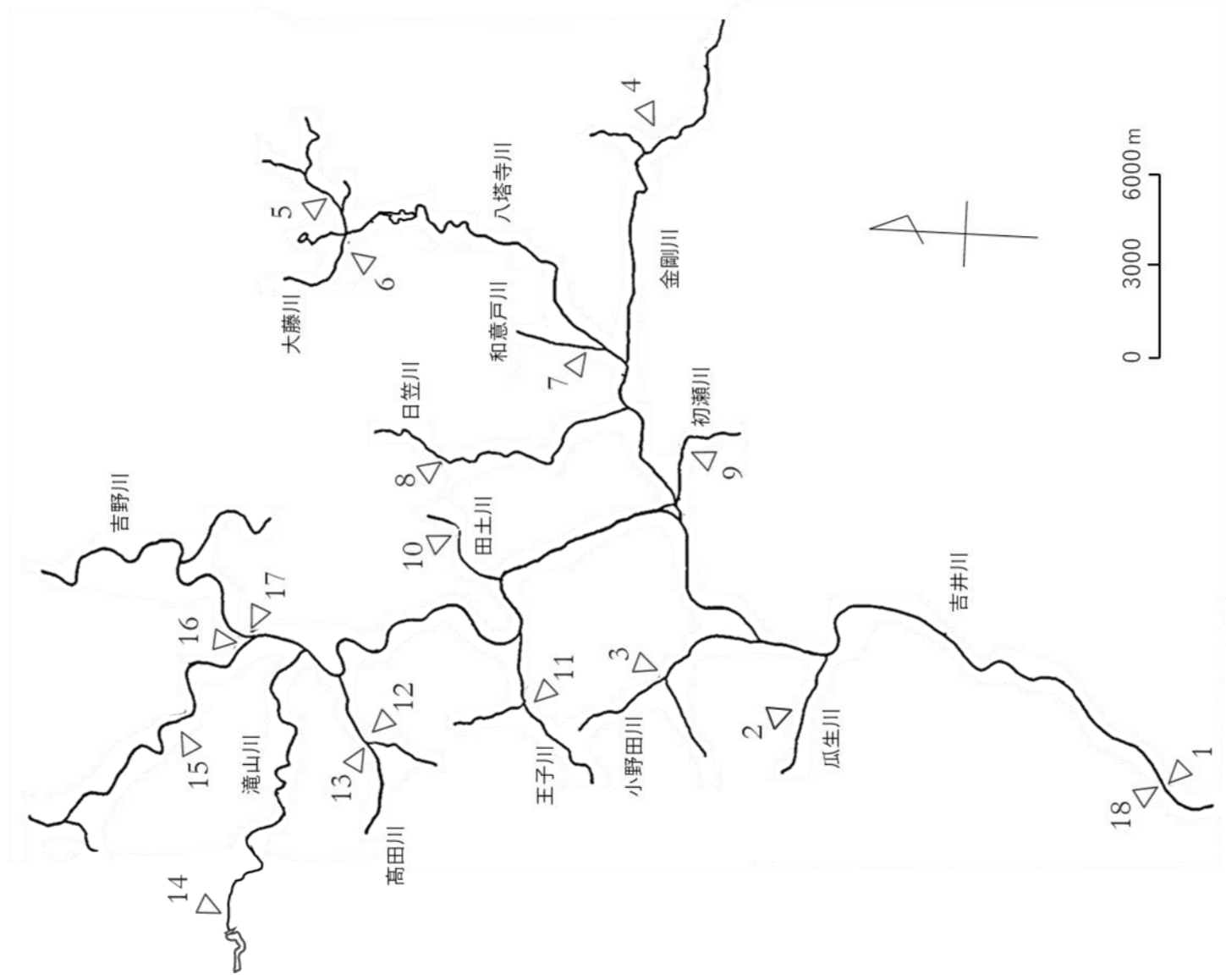
点の位置

- 基点第1号 岡山市東区西大寺浜104番地地先(旧永安橋東詰下流基部)護岸に設置した標識
- 基点第2号 岡山市東区瀬戸町南方瓜生川橋下流端
- 基点第3号 赤磐市沢原丸崎橋下流端
- 基点第4号 備前市三石守石橋下流端
- 基点第5号 備前市吉永町加賀美下畑橋下流端
- 基点第6号 備前市吉永町都留岐大股橋下流端
- 基点第7号 和気郡和気町吉田猪山橋下流端
- 基点第8号 和気郡和気町保曾東谷橋下流端
- 基点第9号 和気郡和気町衣笠初瀬橋下流端
- 基点第10号 和気郡和気町田土蔭平橋下流端
- 基点第11号 和気郡和気町加三方三宅橋下流端
- 基点第12号 赤磐市塩木高田川起点右岸標柱
- 基点第13号 赤磐市塩木高田川起点左岸標柱
- 基点第14号 赤磐市滝山檜林砂防堰堤下妙見橋下流端

- 基点第15号 久米郡美咲町藤原藤原橋下流端
- 基点第16号 久米郡美咲町飯岡字柳原田吉井川左岸旧片上鉄道下の水門中央
- 基点第17号 久米郡美咲町高下吉野川左岸吉井川合流点上流の水門中央
- 基点第18号 岡山市東区西大寺中三丁目2番12号地先(旧永安橋西詰下流基部)護岸に設置した標識

- 5 制限又は条件
(1) 魚ぜき漁業の操業場所は4箇所以内とする。
(2) 長ぶくろ網漁業の操業場所は1箇所以内とする。
- 6 関係地区 岡山市東区、備前市(日生町を除く)、瀬戸内市邑久町、長船町、赤磐市(旧熊山町、旧吉井町)、和気郡和気町、久米郡美咲町(旧柵原町)

内水面漁業権図



内共第1号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第2号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
(1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
(2) あまご漁業
3月1日から8月31日まで
(3) うなぎ、こい、ふな、はえ、もくずがに、にじます漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 久米郡美咲町(旧柵原町)、美作市、英田郡西粟倉村、勝田郡勝央町、津山市(旧勝北町)、奈義町地内
- 4 漁場の区域 基点第1号と基点第28号を結んだ直線から上流、基点第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号及び基点第27号の各基点から下流の吉野川、河会川、宮地川、海田川、滝川、淀川、曾井川、馬桑川、梶並川、木地山川、津谷川、大原川、山家川、柿ヶ原川、白水川、大谷川、瀬戸川、大内谷川、河内川、川上川、真船川、引谷川、塩谷川、後山川、東谷川、粟井川の区域

点の位置

- 基点第1号 久米郡美咲町飯岡字柳原田吉井川左岸旧片上鉄道下の水門中央
- 基点第2号 美作市滝宮天石門別神社入口橋下流端
- 基点第3号 美作市滝宮宮地橋下流端
- 基点第4号 美作市海田本妙寺榎橋下流端
- 基点第5号 勝田郡奈義町中島西石田西橋下流端
- 基点第6号 勝田郡奈義町行方59番地国道53号線橋下流端
- 基点第7号 勝田郡勝央町曾井県道猿渡橋下流端
- 基点第8号 勝田郡奈義町馬桑国道53号線黒尾峠横旧国道国有林入口橋下流端
- 基点第9号 美作市右手山ノ神橋下流端
- 基点第10号 美作市右手木地山部落上堰堤下流端
- 基点第11号 美作市右手立木林道津谷線かじか橋下流端

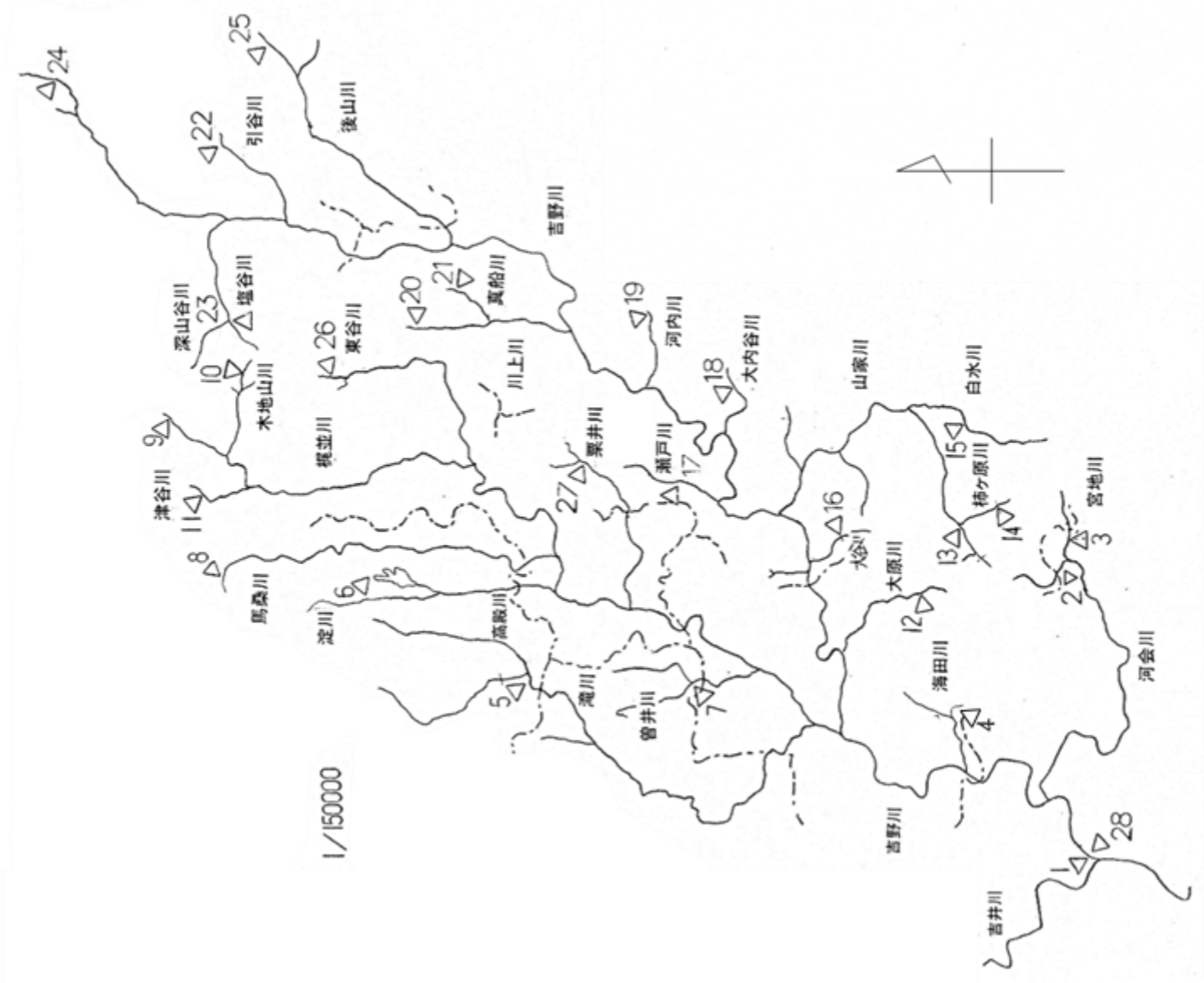
- 基点第12号 美作市大原県道万善美作線大吉橋下流端
- 基点第13号 美作市田淵山家川と宮の奥川との合流点
- 基点第14号 美作市柿ヶ原柿ヶ原用水ダム上流100メートル砂防堰堤下流端
- 基点第15号 美作市白水岩瀨橋下流端
- 基点第16号 美作市原字久保木町道川北田淵線岡前橋下流端
- 基点第17号 美作市瀬戸萩原橋下流端
- 基点第18号 美作市大内谷岩戸橋下流端
- 基点第19号 美作市宮原天曳神社前宮橋下流端
- 基点第20号 美作市川上金谷部落入口県道若宮橋下流端
- 基点第21号 美作市川上川上地区営農飲雑用水施設前砂防堰堤下流端
- 基点第22号 英田郡西粟倉村大字長尾ヒカ谷部落砂防堰堤下流端
- 基点第23号 英田郡西粟倉村大字影石塩谷川と深山谷川との合流点
- 基点第24号 英田郡西粟倉村大字大茅若杉天然林入口若杉橋下流端
- 基点第25号 美作市後山道仙寺護摩堂前橋下流端
- 基点第26号 美作市東谷上東谷川本流と奥山川との合流点
- 基点第27号 美作市小野城見橋下流端
- 基点第28号 久米郡美咲町高下吉野川左岸吉井川合流点上流の水門中央

5 制限又は条件

- (1) やな漁業の操業場所は3箇所以内とする。
- (2) せきせん漁業の操業場所は1箇所以内とする。
- (3) 長ぶくろ網漁業の操業場所1箇所以内とする。

6 関係地区 久米郡美咲町(旧柵原町)、美作市、英田郡西粟倉村、勝田郡勝央町、奈義町、津山市(旧勝北町)

内水面漁業権図



内共第2号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第3号（類似漁業権）
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
（1）あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
（2）あまご漁業
3月1日から8月31日まで
（3）うなぎ、こい、ふな、はえ、すっぽん、もくずがに漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 津山市、苫田郡鏡野町、久米郡美咲町、勝田郡勝央町地内
- 4 漁場の区域 基点第1号から上流、基点第25号と基点第26号、基点第27号と基点第28号を結んだ各直線と基点第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び基点第24号の各基点から下流の吉井川、加茂川、本山川、乙和気川、甲和気川、肘川、広戸川、古川、蟹子川、津川川、後川、横野川、入道川、宮川、紫竹川、皿川、打穴川、倭文川、香々美川、山人川、上森川、中谷川、郷川、宮部川、久米川の区域

点の位置

- 基点第1号 久米郡美咲町藤原藤原橋下流端
- 基点第2号 久米郡美咲町大戸上住吉橋下流端
- 基点第3号 久米郡美咲町百々福谷橋下流井堰下流端
- 基点第4号 久米郡美咲町百々市場橋下流端
- 基点第5号 勝田郡勝央町福吉福吉第二橋下流端
- 基点第6号 津山市新野東字久本大正橋下流端
- 基点第7号 津山市高野本郷夜半寺橋下流端
- 基点第8号 津山市下高倉西宮後橋下流端
- 基点第9号 津山市奥津川森林基幹道因美線首つり谷下津川山林道86林班ろ1
小班終点に設置した標識
- 基点第10号 津山市志戸部212-13番地地先志戸部橋下流端
- 基点第11号 津山市上横野字上横野奥谷瀧谷一の谷下流砂防堰堤下流端

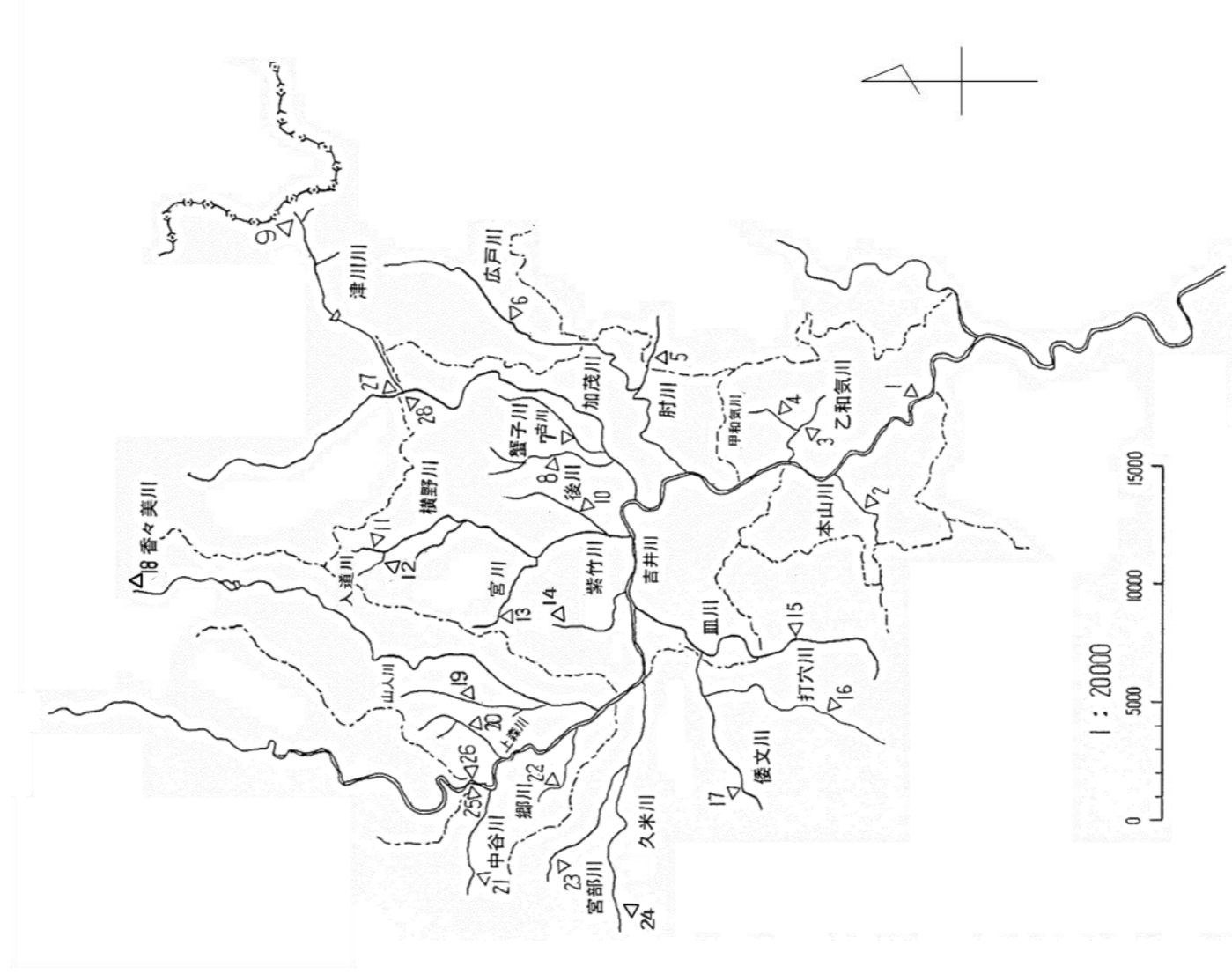
- 基点第12号 津山市上横野字上横野奥谷黒岩谷砂防堰堤下流端
- 基点第13号 津山市西田辺小影橋下流端
- 基点第14号 津山市上田邑大沢尻橋下流端
- 基点第15号 久米郡美咲町原田加美橋下流端
- 基点第16号 久米郡美咲町打穴上字有藤末光口井堰下流端
- 基点第17号 津山市油木北宮原橋下流端
- 基点第18号 苫田郡鏡野町越畑国有林入口コンクリート橋右岸橋基上流端
- 基点第19号 苫田郡鏡野町貞永寺前橋下流端
- 基点第20号 苫田郡鏡野町上森原東渡橋下流端
- 基点第21号 苫田郡鏡野町中谷林道古見谷口橋下流端
- 基点第22号 苫田郡鏡野町高山平松橋下流端
- 基点第23号 津山市宮部上字仲仙道上五輪塔下橋下流端
- 基点第24号 津山市坪井上字政友国道181号政友橋下流端
- 基点第25号 苫田郡鏡野町久田下原吉井川右岸揚水小屋南端
- 基点第26号 苫田郡鏡野町久田下原旧国道179号線上旧鏡野町、旧奥津町界
に設置した標識
- 基点第27号 津山市加茂町下津川津川橋下流端右岸基部に設置した標識
- 基点第28号 津山市吉見字八代高圧線鉄塔下に設置した標識

5 制限又は条件

- (1) やな漁業の操業場所は1箇所以内とする。
- (2) 魚ぜき漁業の操業場所は3箇所以内とする。
- (3) せきせん漁業の操業場所は1箇所以内とする。

6 関係地区 津山市、苫田郡鏡野町、久米郡美咲町（旧中央町、旧柵原町）、勝田郡勝央町

内水面漁業権図



内共第3号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

1 免許番号 内共第4号(類似漁業権)

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第5種共同漁業

(1) あゆ漁業

6月1日から12月31日まで

(2) あまご漁業

3月1日から8月31日まで

(3) こい、うなぎ、はえ、にじます漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 津山市加茂町、阿波地内

4 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結んだ直線から上流、基点第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び基点第19号の各基点から下流の加茂川、舟山川、物見川、尾所川、落合川、阿波川、青柳川、欠場川、原口川、奥田川、堂ヶ原川、五輪原川、白川谷川、庄原川、日方原川、猪目川、岩渕川、倉見川の区域

点の位置

基点第1号 津山市加茂町下津川津川橋下流端右岸基部に設置した標識

基点第2号 津山市吉見字八代高圧線鉄塔下に設置した標識

基点第3号 津山市加茂町知和舟山川砂防ダム下流端

基点第4号 津山市加茂町物見物見川新橋下流端

基点第5号 津山市阿波字尾所基幹林道尾所橋下流端

基点第6号 津山市阿波字大高下落合川酸罎ヶ鳴橋下流端

基点第7号 津山市阿波字大杉上八本谷鱒返り橋下流端

基点第8号 津山市加茂町青柳字西の谷大日如来石碑横土橋下流端

基点第9号 津山市加茂町行重大橋下流端

基点第10号 津山市加茂町原口663-1番地原口上集会所前原口上橋下流端

基点第11号 津山市加茂町宇野1241-1番地地先コンクリート橋下流端

基点第12号 津山市加茂町宇野字堂ヶ原林道坪谷線と堂ヶ原川との合流点に設置した標識

基点第13号 津山市加茂町倉見字五輪原旧大根選果場入口橋下流端

基点第14号 津山市加茂町倉見字庄原林道白川線終点に設置した標識

基点第15号 津山市加茂町倉見字白川188-51地先林道火方線1号橋下流日方原川とムジウマ川との合流点

基点第16号 津山市加茂町倉見字水目731-1地先林道線コンクリート1号橋下流端

基点第17号 津山市加茂町倉見62林道林班支線1号橋下流端

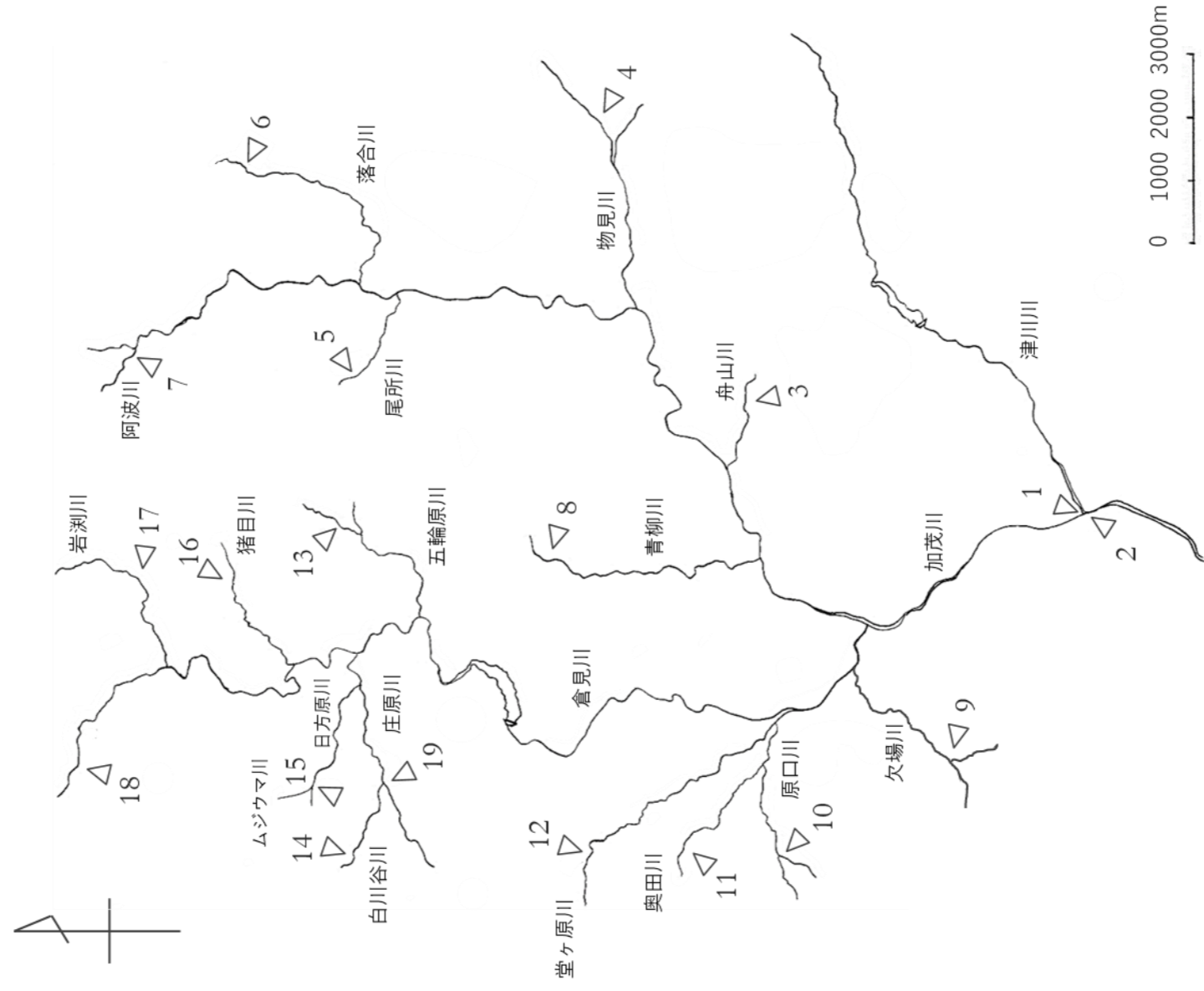
基点第18号 津山市加茂町倉見根知山林道第1号橋下流端

基点第19号 津山市加茂町倉見庄原川と白川谷川との合流点上流庄原川に設置した標識

5 制限又は条件 やな漁業の操業場所は1箇所以内とする。

6 関係地区 津山市加茂町、阿波

内水面漁業権図



内共第4号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)

1 免許番号 内共第5号(類似漁業権)

基点第12号 苫田郡鏡野町羽出西谷若曾川1548-15番地前の橋下流端

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

5 制限又は条件 やな漁業の操業場所は2箇所以内とする。

第5種共同漁業

(1) あゆ漁業

6月1日から12月31日まで

(2) あまご漁業

3月1日から8月31日まで

(3) うなぎ、はえ漁業

1月1日から12月31日まで

6 関係地区 苫田郡鏡野町(旧久田村、旧泉村、旧羽出村)

3 漁場の位置 苫田郡鏡野町(旧奥津町)地内

4 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結んだ直線から上流、基点第4号と基点第5号を結んだ直線と基点第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び基点第12号の各基点から下流の吉井川、箱川、羽出西谷川、羽出川、曲谷川、養野川、東養野川、伊木谷川、若曾川の区域

点の位置

基点第1号 苫田郡鏡野町久田下原吉井川右岸揚水小屋南端

基点第2号 苫田郡鏡野町久田下原旧国道179号線上旧鏡野町、旧奥津町界に設置した標識

基点第3号 苫田郡鏡野町箱山田橋下流端

基点第4号 苫田郡鏡野町奥津川西旧国道179号線上旧羽出村、旧奥津村界石柱

基点第5号 苫田郡鏡野町奥津川西大釣山上大岩

基点第6号 苫田郡鏡野町羽出西谷山の神橋下流端

基点第7号 苫田郡鏡野町羽出字泉源旧奥津町、旧上斎原村界森林公園入口前坊主原橋下流端

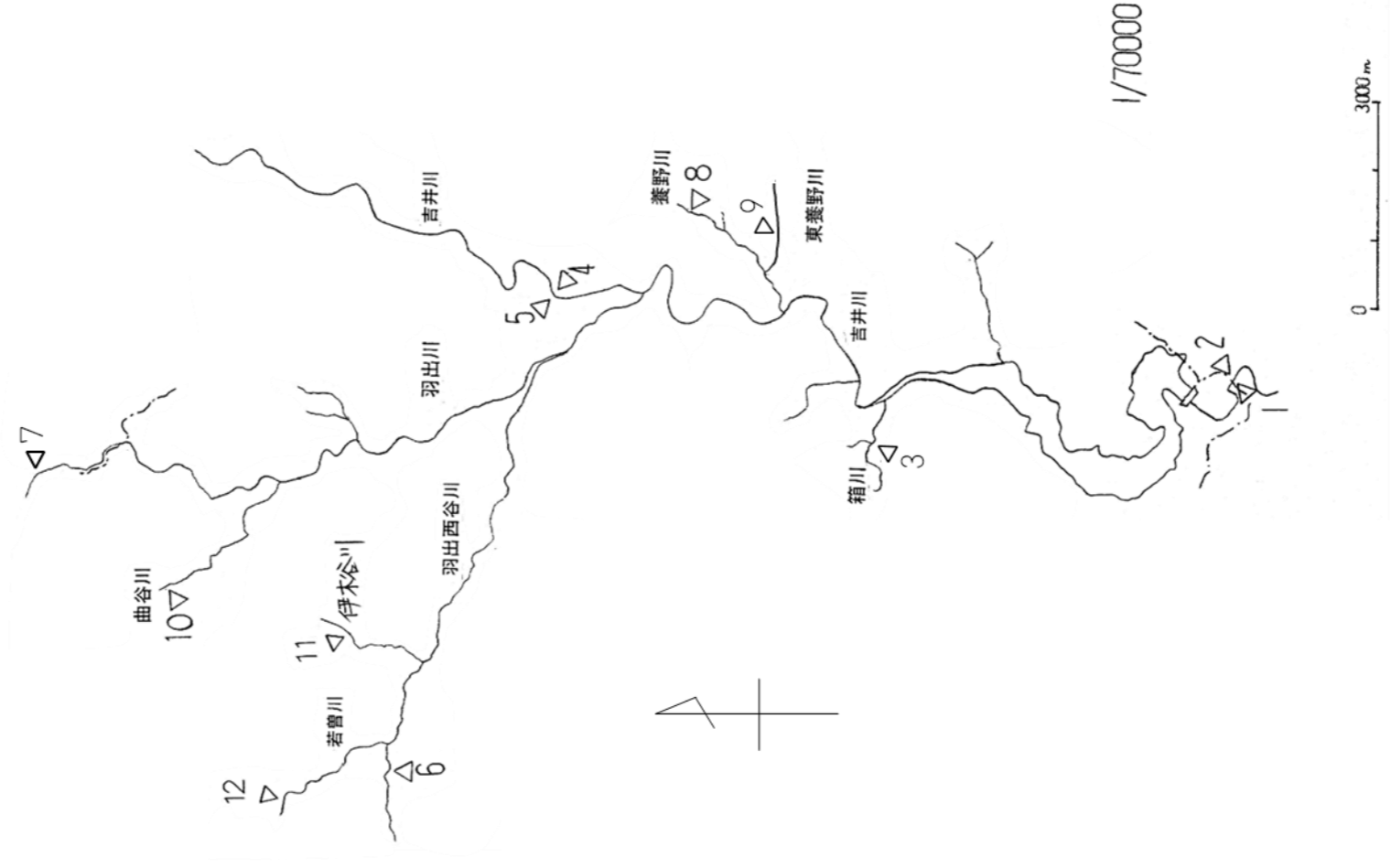
基点第8号 苫田郡鏡野町養野字上養野新茶屋橋下流端

基点第9号 苫田郡鏡野町養野字東養野町道靴掛線と町道横路線との合流点橋下流端

基点第10号 苫田郡鏡野町羽出基幹林道美作北2号線と曲谷川との交差点橋下流端

基点第11号 苫田郡鏡野町羽出西谷伊木谷川砂防ダム下流端

内水面漁業権図



内共第5号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

1 免許番号 内共第6号(類似漁業権)

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業

(1) あゆ漁業

6月1日から12月31日まで

(2) あまご漁業

3月1日から8月31日まで

(3) こい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 苫田郡鏡野町(旧奥津町、旧上斎原村)地内

4 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結んだ直線から上流、基点第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び基点第15号の各基点から下流の吉井川、福見川、尾路川、土路江川、三ツ子原川、上の寺川、湯の谷川、人形仙川、木路川、赤和瀬川、中津河川、遠藤川、恩原川、宮ヶ谷川、恩原貯水池の区域

点の位置

基点第1号 苫田郡鏡野町奥津川西旧国道179号線上旧羽出村、旧奥津村界石柱

基点第2号 苫田郡鏡野町奥津川西大釣山上大岩

基点第3号 苫田郡鏡野町奥津字福見三乃渡橋下流端

基点第4号 苫田郡鏡野町奥津字尾路尾路橋下流端

基点第5号 苫田郡鏡野町奥津川西字細田細田牧場跡入口土橋下流端

基点第6号 苫田郡鏡野町下斎原字三ツ子原三ツ子原林道6号橋下流端

基点第7号 苫田郡鏡野町上斎原字寺ヶ原三ヶ上登山コース入口看板前土橋下流端

基点第8号 苫田郡鏡野町上斎原木戸谷砂防堰堤(治山谷止工、昭和63年建設)下流端

基点第9号 苫田郡鏡野町上斎原人形仙川砂防堰堤(治山谷止工、昭和48年建設)下流端

基点第10号 苫田郡鏡野町上斎原字木路木路川砂防堰堤下流端

基点第11号 苫田郡鏡野町上斎原字赤和瀬本谷橋下流端

基点第12号 苫田郡鏡野町上斎原字中津河サブ谷林道三国ヶ仙1854-31地先砂防堰堤(治山谷止工、昭和58年建設)下流端

基点第13号 苫田郡鏡野町上斎原字遠藤治山堰堤(治山谷止工、平成11年度復旧治山事業)下流端

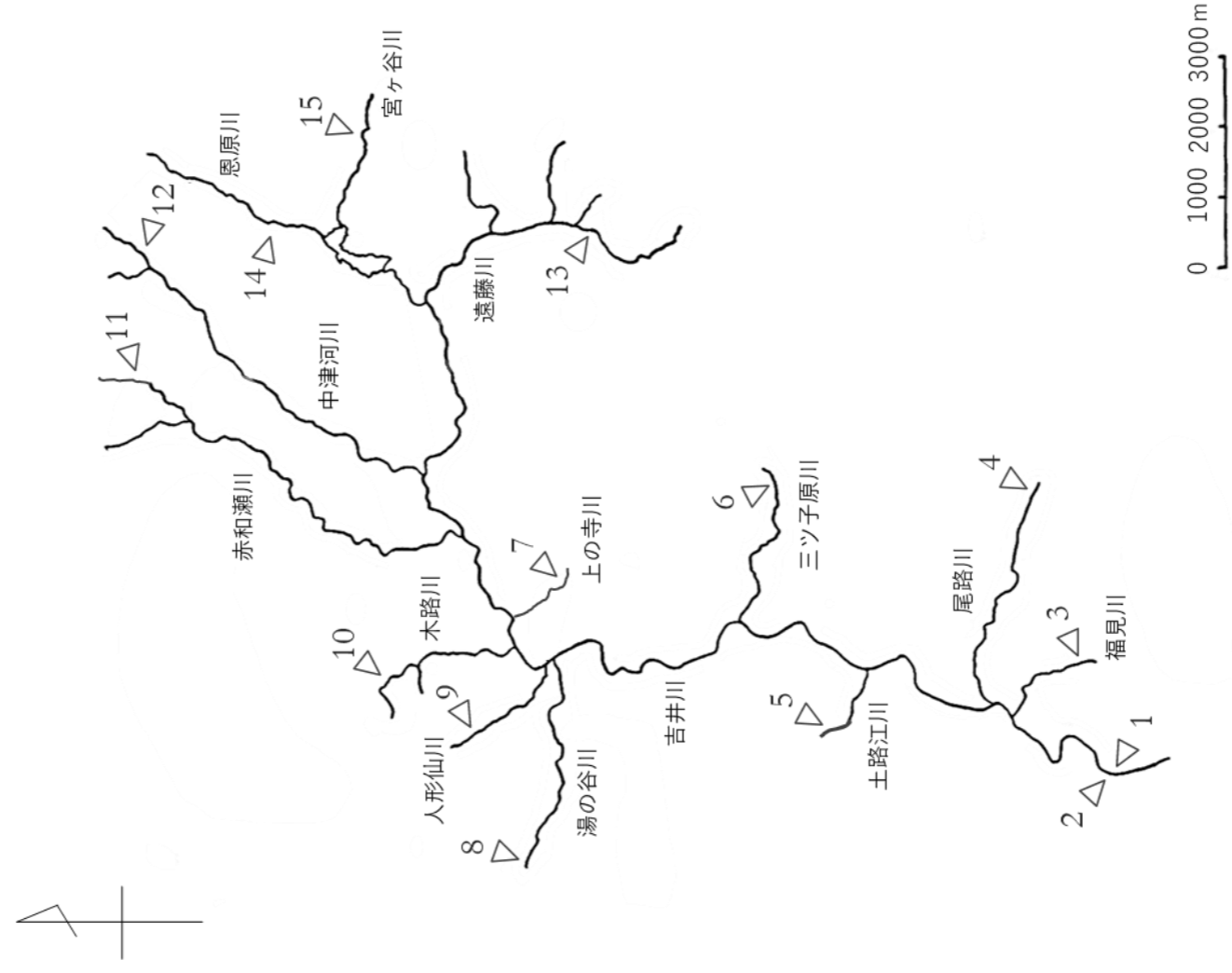
基点第14号 苫田郡鏡野町上斎原字恩原山2037-45地先林道恩原線下水道トンネル下流端

基点第15号 苫田郡鏡野町上斎原宮ヶ谷1号橋下流端

5 制限又は条件 長ぶくろ網漁業の操業場所は1箇所以内とする。

6 関係地区 苫田郡鏡野町(旧奥津町、旧上斎原村)

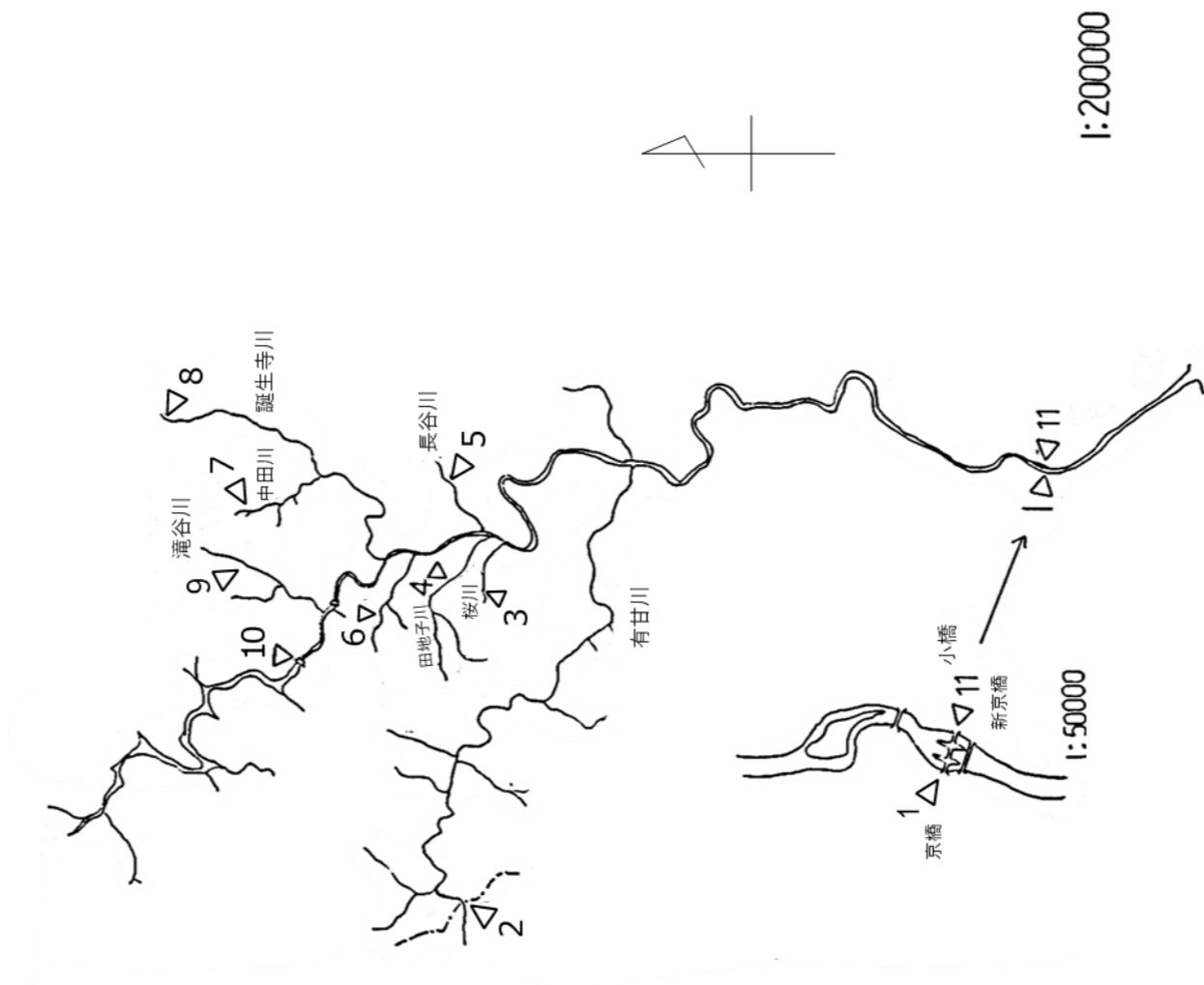
内水面漁業権図



内共第6号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第7号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
(1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
(2) うなぎ、こい、ふな、はえ、もくずがに、すっぽん漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 岡山市、加賀郡吉備中央町、久米郡久米南町地内
- 4 漁場の区域 基点第1号と基点第11号を結んだ直線から上流、基点第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号の各基点から下流の旭川、宇甘川、桜川、田地子川、長谷川、中田川、小玉川、誕生寺川、滝谷川の区域
点の位置
基点第1号 岡山市北区京橋町京橋西詰下流端
基点第2号 加賀郡吉備中央町湯山旧御津郡加茂川町、旧上房郡賀陽町界砂防堰堤下流端
基点第3号 岡山市北区建部町桜天神橋下流端
基点第4号 岡山市北区建部町田地子ほたる橋下流端
基点第5号 岡山市北区建部町大田中吹込橋下流端
基点第6号 岡山市北区建部町品田貫掛橋下流端
基点第7号 久米郡久米南町上神目大熊上橋下流端
基点第8号 久米郡久米南町里方誕生寺山沖橋下流端
基点第9号 岡山市北区建部町角石谷松谷橋下流端
基点第10号 岡山市北区建部町鶴田旭川ダム第1堰堤下流端
基点第11号 岡山市北区小橋町小橋東詰下流端
- 5 制限又は条件
(1) 魚ぜき漁業の操業場所は、9箇所以内とする。
(2) 長ぶくろ網漁業の操業場所は、岡山市北区三野6丁目樋付近の1箇所以内とする。
- 6 関係地区 岡山市、加賀郡吉備中央町(旧加茂川町)、久米郡久米南町

内水面漁業権図



内共第7号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第8号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
(1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
(2) あまご漁業
3月1日から8月31日まで
(3) うなぎ、こい、ふな、はえ、にじます漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 加賀郡吉備中央町、岡山市北区建部町、久米郡美咲町(旧旭町)、真庭市、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町(旧富村)地内
- 4 漁場の区域 基点第1号から上流、基点第21号と基点第22号を結んだ直線と基点第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号及び基点第20号の各基点から下流の旭川、備中川、月田川、首尾川、茅見川、戸嶋川、新庄川、土用川、野土路川、浦手川、目木川、正石谷川、白賀川、余川、立尾川、兼秀川、山生川、下谷川、寺谷川、神庭川の区域

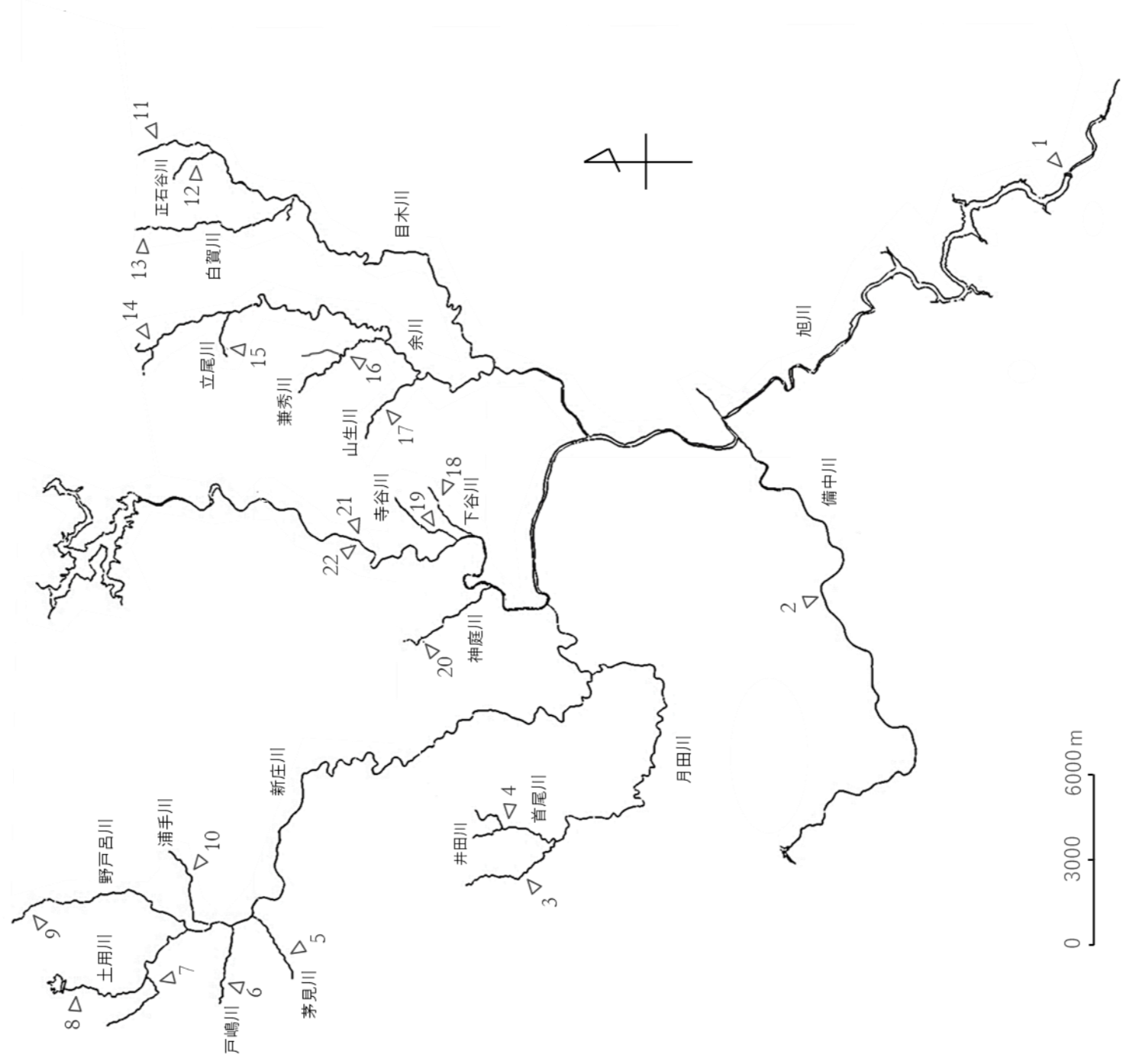
点の位置

- 基点第1号 岡山市北区建部町鶴田旭川ダム第1堰堤上流端
- 基点第2号 真庭市一色美川橋下流端
- 基点第3号 真庭市清谷字正原月田川と県道新見勝山線との交差下流端
- 基点第4号 真庭市古呂々尾中首尾川と井田川との合流点下砂防堰堤下流端
- 基点第5号 真庭郡新庄村茅見茅見川砂防堰堤下流端
- 基点第6号 真庭郡新庄村戸嶋戸嶋川砂防堰堤下流端
- 基点第7号 真庭郡新庄村滝の尻新庄川不動滝下流端
- 基点第8号 真庭郡新庄村土用土用橋下流端
- 基点第9号 真庭郡新庄村野土路三本杉橋下流端
- 基点第10号 真庭郡新庄村浦手宮座橋下流端
- 基点第11号 苫田郡鏡野町富東谷字出合目木川第1砂防堰堤下流端
- 基点第12号 苫田郡鏡野町富東谷字梨子木原正石谷川砂防堰堤下流端
- 基点第13号 苫田郡鏡野町富西谷字桧山不溜の滝下流端

- 基点第14号 苫田郡鏡野町富西谷字下高下余川上杉橋下流端
- 基点第15号 苫田郡鏡野町富西谷字立尾砂防堰堤下流端
- 基点第16号 苫田郡鏡野町富西谷字古川坂口橋下流端
- 基点第17号 真庭市櫛西字ヤビツ1856-3地先砂防ダム下流端
- 基点第18号 真庭市山久世字藤並林道山久世線下谷川砂防堰堤下流端
- 基点第19号 真庭市山久世字寺谷林道寺谷線と番原線との分岐点下流砂防堰堤下流端
- 基点第20号 真庭市神庭神庭の滝下流端
- 基点第21号 真庭市山久世字阿地2762番地に設置した標識
- 基点第22号 真庭市仲間字堺12番地の1地先に設置した標識

- 5 制限又は条件
(1) やな漁業の操業場所は4箇所以内とする。
(2) 魚ぜき漁業、杵待漁業及び堰釜漁業の操業箇所は合計10箇所以内とする。
- 6 関係地区 加賀郡吉備中央町、岡山市北区建部町、久米郡美咲町(旧旭町)、真庭市、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町(旧富村)

内水面漁業権図



内共第8号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)

1 免許番号 内共第9号(類似漁業権)

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第5種共同漁業

(1) あゆ漁業

6月1日から12月31日まで

(2) あまご漁業

3月1日から8月31日まで

(3) うなぎ、こい、はえ、にじます漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 真庭市(旧湯原町、旧美甘村鉄山、黒田)地内

4 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結んだ直線から上流、基点第21号と基点第22号を結んだ直線と基点第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号及び基点第23号から下流の旭川、大庭皿川、三坂川、釘貫川、福井川、山根川、鉄山川、羽部川、社川、竹の花川、古屋川、白根川、田羽根川、種川、小茅川、大杉川、栗谷川、藤森川、深谷川、黒田川、湯原湖の区域

点の位置

基点第1号 真庭市仲間字堺12番地の1地先に設置した標識

基点第2号 真庭市山久世字阿地2762番地に設置した標識

基点第3号 真庭市仲間字日の谷大庭皿川龍頭の滝下流端

基点第4号 真庭市釘貫小川字堂面179番地地先砂防堰堤下流端

基点第5号 真庭市釘貫小川字三坂山50-2砂防堰堤下流端

基点第6号 真庭市見明戸字福井大高尻砂防堰堤下流端

基点第7号 真庭市見明戸1929-64地先山根川下滝下流端

基点第8号 真庭市鉄山字駄床鉄山川と城谷川との合流点下流橋下流端

基点第9号 真庭市豊栄466番地地先羽部川砂防堰堤下流端

基点第10号 真庭市社字馬渡1級河川旭川標柱

基点第11号 真庭市社字竹の花川次郎ヶ淵下流端

基点第12号 真庭市田羽根字古屋不動滝下流端

基点第13号 真庭市田羽根字白根白根橋上流砂防ダム下流端

基点第14号 真庭市田羽根字隠谷不動滝下流端

基点第15号 真庭市種川イヤ谷橋下流端

基点第16号 真庭市栗谷489番地地先小茅川堰堤下流端

基点第17号 真庭市栗谷字大杉816番地地先の橋下流端

基点第18号 真庭市栗谷字杉成1115番地地先コンクリート橋下流端

基点第19号 真庭市藤森259-4地先藤森川と旧県道中福田湯原線との交差点橋下流端

基点第20号 真庭市黒杭深谷567-23地先3号橋下流端

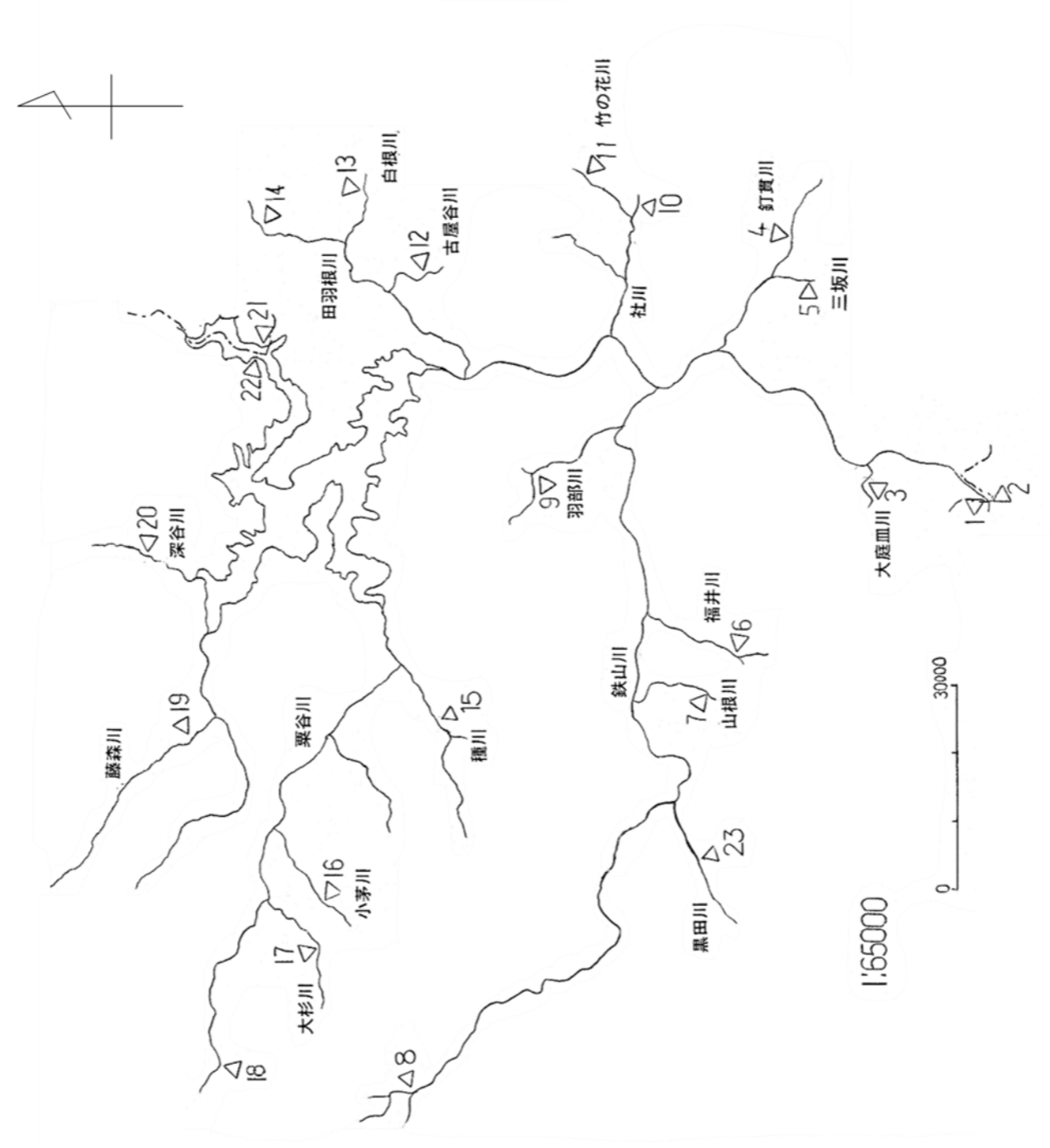
基点第21号 真庭市蒜山初和10番の1(熊居峠口)に設置した標識

基点第22号 真庭市小童谷1245の1番地(神原突端)に設置した標識

基点第23号 真庭市黒田黒田川と市道中谷線との交差点橋下流端

5 関係地区 真庭市(旧湯原町、旧美甘村黒田、鉄山)

内水面漁業権図



内共第9号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

1 免許番号 内共第10号(類似漁業権)

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第5種共同漁業

(1) あゆ漁業

6月1日から12月31日まで

(2) あまご漁業

3月1日から8月31日まで

(3) うなぎ、こい、はえ、にじます漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 真庭市小童谷、真庭市蒜山地内

4 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結んだ直線から上流、基点第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び基点第19号の各基点から下流の旭川、植杉川、山乗川、津黒川、下和川、高松川、宮城川、三谷川、井川、中谷川、玉田川、湯船川、明連川、苗代川、内海谷川、白髪川、浪世川、田部川の区域

点の位置

基点第1号 真庭市蒜山初和10番の1(熊居峠口)に設置した標識

基点第2号 真庭市小童谷1245の1番地(神原突端)に設置した標識

基点第3号 真庭市蒜山下和県道久世中和線高橋下流端

基点第4号 真庭市蒜山下和不動滝壺下流端

基点第5号 真庭市蒜山下和津黒林道美作北2号線2号橋(津黒橋)下流端

基点第6号 真庭市蒜山吉田浜子橋下流端

基点第7号 真庭市蒜山下長田市道東線晩沢橋下流端

基点第8号 真庭市蒜山上長田旧国道313号線宮城橋下流端

基点第9号 真庭市蒜山上長田県道蒜山高原線びんぐし橋下流端

基点第10号 真庭市蒜山下福田塩釜冷泉下流端

基点第11号 真庭市蒜山富掛田旧県道蒜山高原線中谷第二橋下流端

基点第12号 真庭市蒜山中福田下旧県道中和用瀬江府線玉田橋下流端

基点第13号 真庭市蒜山湯船626番地地先砂防堰堤下流端

基点第14号 真庭市蒜山下徳山明連川砂防堰堤下流端

基点第15号 真庭市蒜山下徳山市道川上2号線苗代3号橋下流端

基点第16号 真庭市蒜山上徳山780鳥取大学農学部フィールドサイエンスセンター蒜山の森上流県道江府中和用瀬線橋下流端

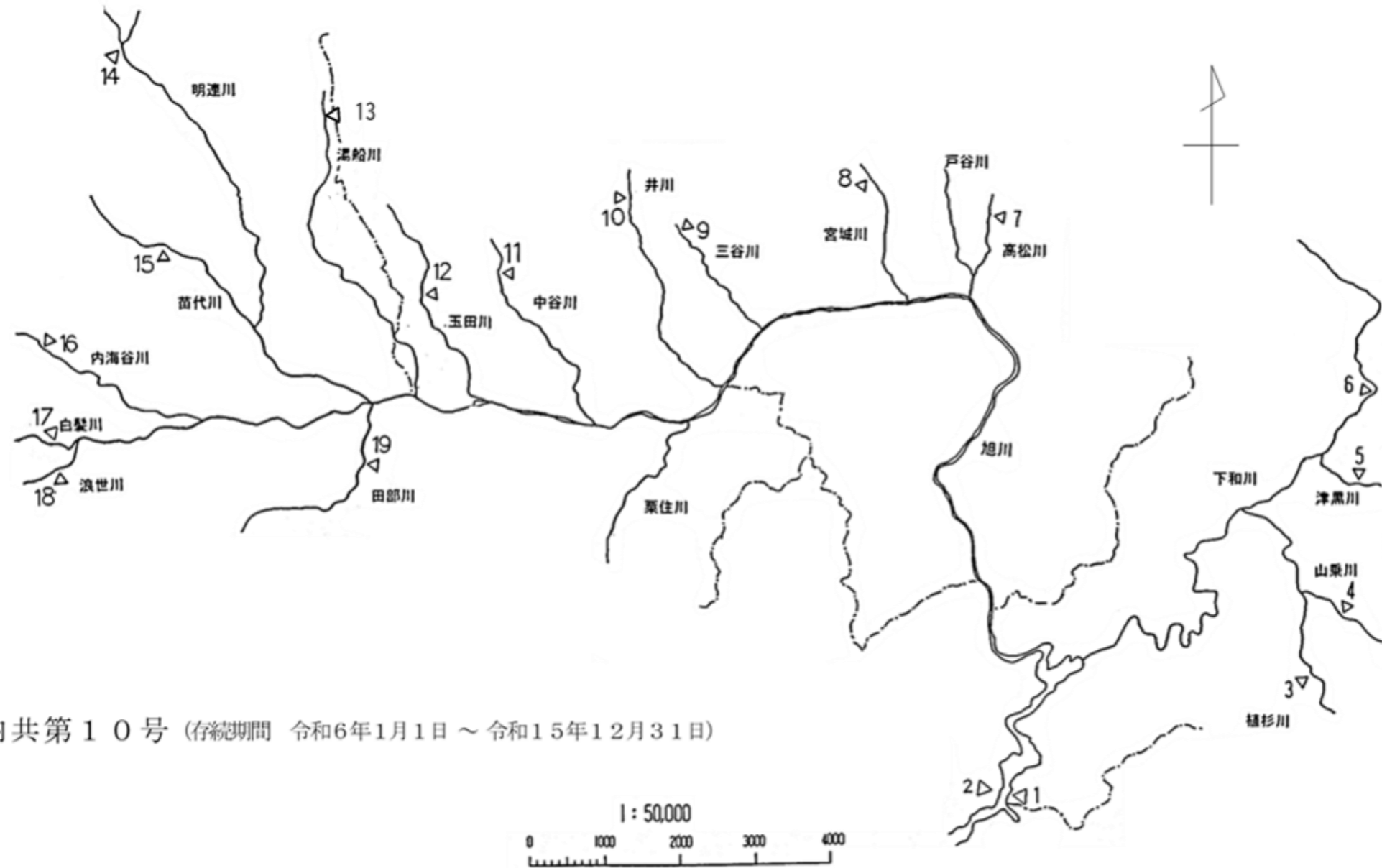
基点第17号 真庭市蒜山上徳山白髪橋下流端

基点第18号 真庭市蒜山本茅部中別所熊谷橋下流端

基点第19号 真庭市蒜山西茅部田部橋下流端

5 関係地区 真庭市蒜山

内水面漁業権図



内共第10号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

1 免許番号 内共第11号(類似漁業権)

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第5種共同漁業

(1) あゆ漁業

6月1日から12月31日まで

(2) うなぎ、こい、ふな、はえ、もくずがに、すっぽん漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市、総社市、高梁市、加賀郡吉備中央町地内

4 漁場の区域 基点第1号と基点第16号を結んだ直線から上流、基点第6号と点ア、基点第10号と基点第11号を結んだ各直線、基点第13号、基点第14号及び基点第15号の各点を順次結んだ2直線と基点第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号及び基点第12号の各基点から下流の高梁川、小田川、落合川、榎谷川、日羽谷川、成羽川、佐与谷川、河戸川、有漢川、佐伏川、津々川の区域

点の位置

基点第1号 倉敷市玉島上成防潮堤下流端東詰に設置した標識

基点第2号 倉敷市真備町川辺矢形橋下流端

基点第3号 総社市榎谷宮田橋上流150メートル井堰下流端

基点第4号 加賀郡吉備中央町岨谷豪溪砂防堰堤下流端

基点第5号 総社市日羽添谷橋下流端

基点第6号 高梁市落合町阿部字中曾畑高梁川右岸と成羽川左岸との合流点南東端に設置した標識

基点第7号 高梁市津川町今津字佐与谷県道31号線上市界標識

基点第8号 高梁市高倉町飯部高谷橋下流端

基点第9号 高梁市有漢町有漢字土居若井子橋下流端

基点第10号 高梁市中井町西方字羽代羽代橋佐伏川右岸上流端

基点第11号 高梁市中井町西方字羽代佐伏川左岸と津々川右岸との合流点護岸突端

基点第12号 高梁市中井町西方字鍛冶屋湯田橋下流端

基点第13号 高梁市高倉町飯部字清水石荷出橋中央線

基点第14号 高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋(中井川橋梁)南から第4橋脚下流端

基点第15号 高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋(中井川橋梁)北基部下流端

基点第16号 倉敷市玉島上成防潮堤下流端西詰に設置した標識

点ア 基点第6号から高梁市玉川町字上神崎送電鉄塔見通し線と成羽川右岸との交差点

5 制限又は条件

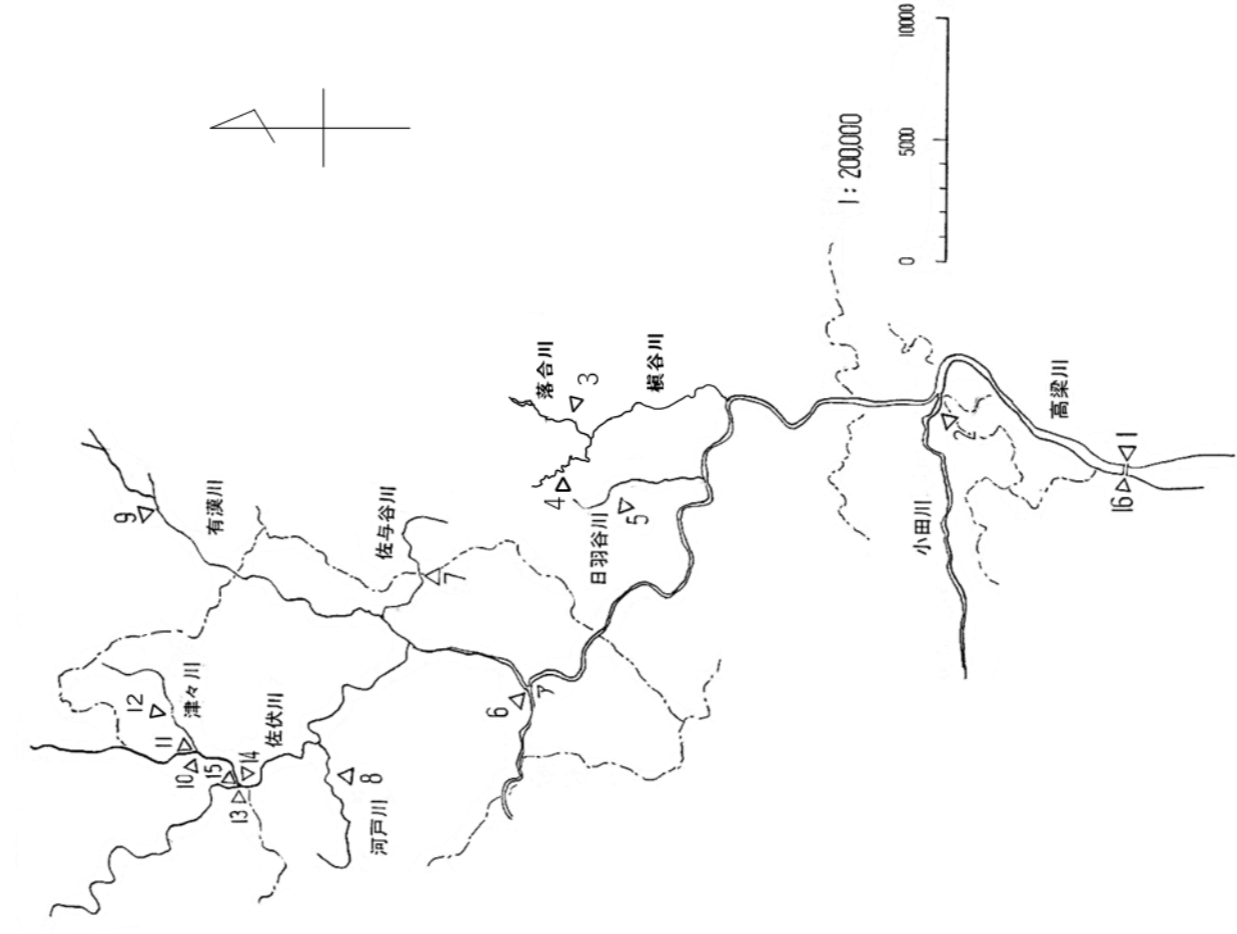
(1) 魚ぜき漁業の操業場所は25箇所以内とする。

(2) 瀬張網漁業の操業場所は6箇所以内とする。

(3) せきせん漁業の操業場所は3箇所以内とする。

6 関係地区 倉敷市、総社市、高梁市(成羽町、川上町、備中町を除く。)

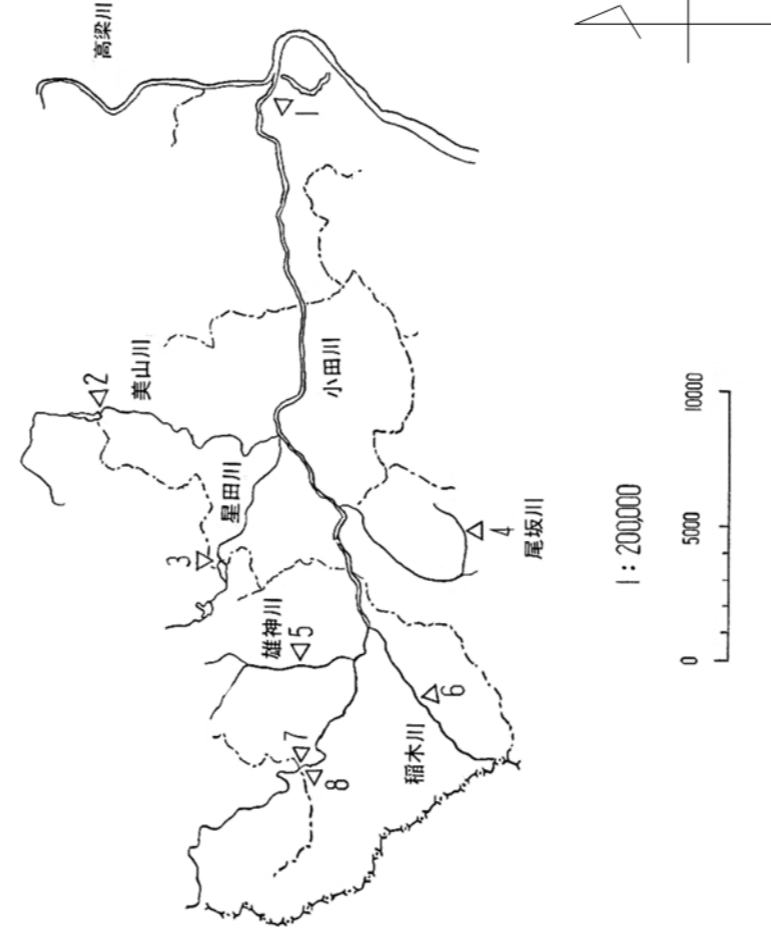
内水面漁業権図



内共第11号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第12号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
(1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
(2) うなぎ、こい、はえ、もくずがに、すっぽん漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市真備町、小田郡矢掛町、笠岡市、井原市地内
- 4 漁場の区域 基点第1号から上流、基点第7号と基点第8号を結んだ直線と基点第2号、第3号、第4号、第5号及び基点第6号の各基点から下流の小田川、美山川、星田川、尾坂川、稲木川、雄神川の区域
点の位置
基点第1号 倉敷市真備町川辺矢形橋下流端
基点第2号 小田郡矢掛町上高末鬼ヶ岳ダム堰堤下流端
基点第3号 井原市美星町黒木第2星田ダム下流星田川橋下流端
基点第4号 笠岡市山口新山橋下流端
基点第5号 井原市西江原町字加戸境橋下流端
基点第6号 井原市岩倉町岩倉1号橋下流端
基点第7号 井原市芳井町梶江、井原市井原町界水路と小田川の合流点
基点第8号 井原市井原町字長川3144番地旧井原市、旧芳井町界小田川右岸
に設置した標識
- 5 関係地区 倉敷市真備町、小田郡矢掛町、笠岡市、井原市(芳井町を除く。)

内水面漁業権図



内共第12号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第13号(類似漁業権)

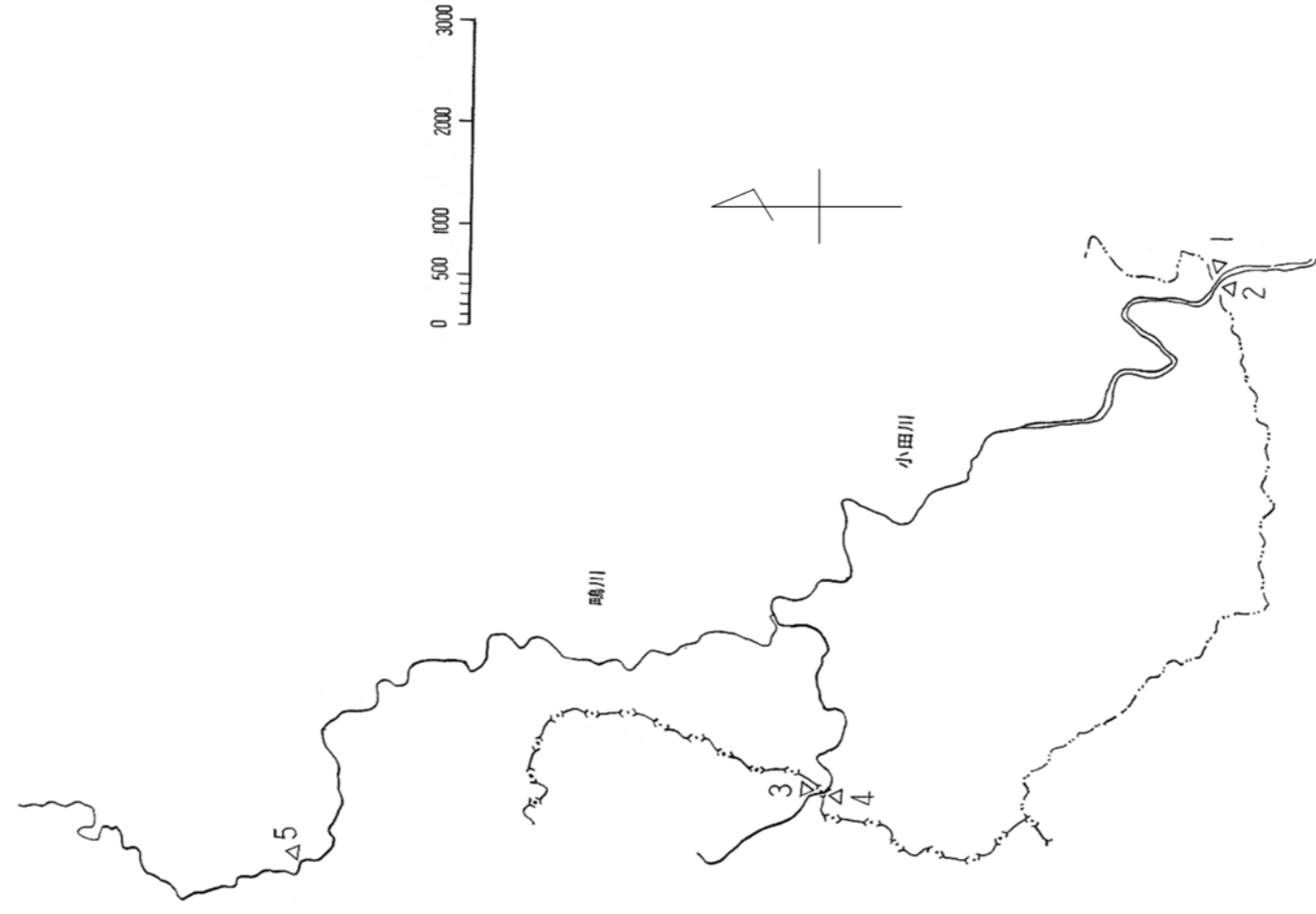
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
(1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
(2) うなぎ、はえ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 井原市芳井町地内

- 4 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結んだ直線から上流、基点第3号と基点第4号を結んだ直線及び基点第5号から下流の小田川、鴨川の区域
点の位置
基点第1号 井原市芳井町梶江、井原市井原町界水路と小田川の合流点
基点第2号 井原市芳井町梶江819番地旧芳井町、旧井原市界小田川右岸に設置した標識
基点第3号 井原市芳井町川相922番地広島県界小田川左岸に設置した標識
基点第4号 井原市芳井町川相857番地広島県界小田川右岸に設置した標識
基点第5号 井原市芳井町上嶋807番地砂防堰堤下流端

- 5 関係地区 井原市芳井町

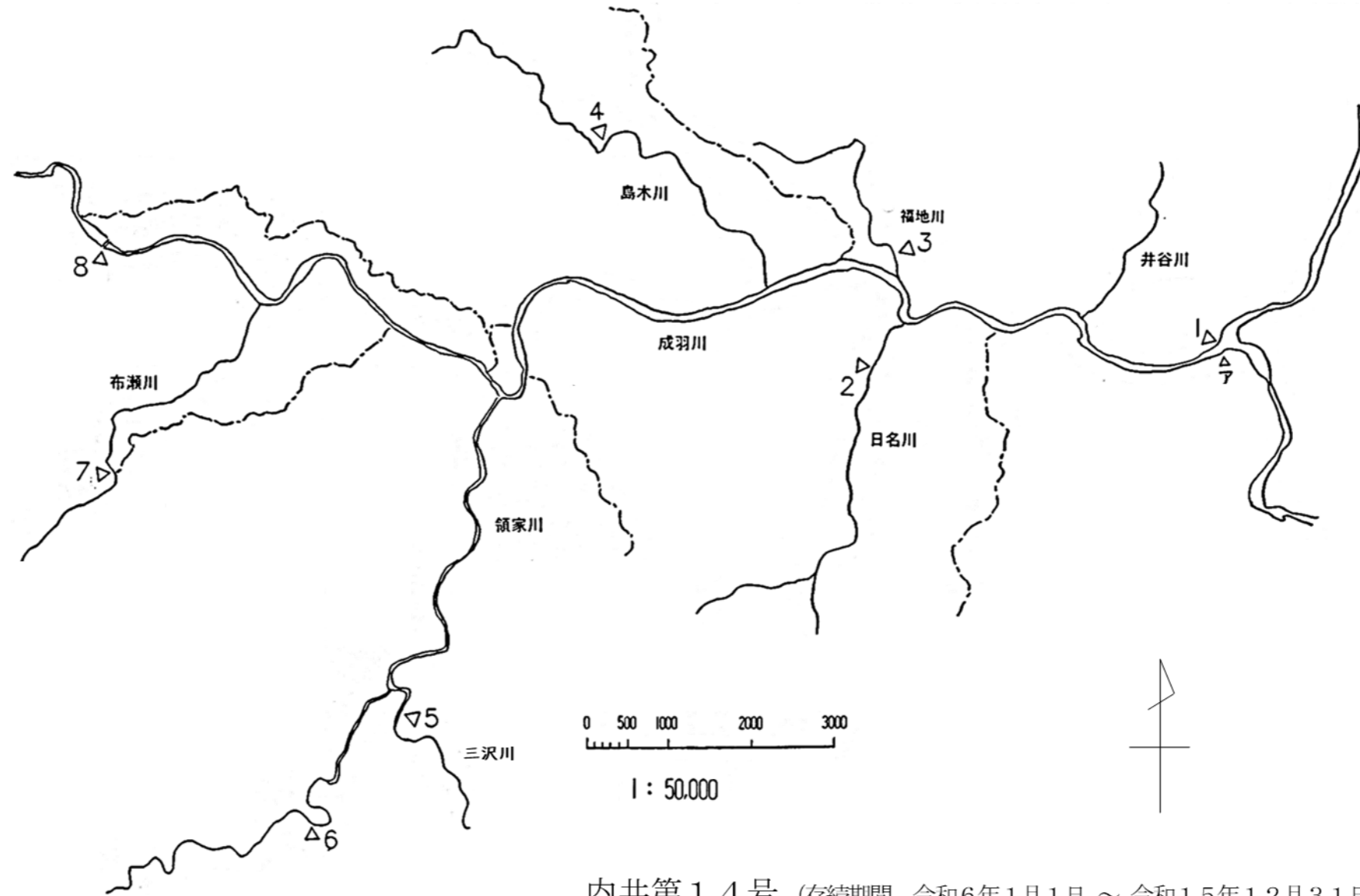
内水面漁業権図



内共第13号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第14号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
 - (1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
 - (2) あまご漁業
3月1日から8月31日まで
 - (3) うなぎ、こい、はえ、もくずがに、すっぽん漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 高梁市成羽町、備中町、川上町、玉川町、落合町地内
- 4 漁場の区域 基点第1号から点アを結んだ直線から上流、基点第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び基点第8号の各基点から下流の成羽川、日名川、福地川、島木川、領家川、三沢川、布瀬川の区域
点の位置
基点第1号 高梁市落合町阿部中曾畑高梁川右岸と成羽川左岸との合流点南東端に設置した標識
基点第2号 高梁市成羽町下日名2114地先井堰下流端
基点第3号 高梁市落合町福地鍋坂橋上井堰下流端
基点第4号 高梁市成羽町成羽明治橋下流端
基点第5号 高梁市川上町地頭小社森城址東井堰下流端
基点第6号 高梁市川上町地頭南橋下流端
基点第7号 高梁市備中町布瀬磐窟谷御舎利淵の上流端
基点第8号 高梁市備中町長屋黒鳥調整池堰堤下流端
点ア 基点第1号から高梁市玉川町字上神崎送電鉄塔見通し線と成羽川右岸との交差点
- 5 制限又は条件
 - (1) 長ぶくろ網漁業の操業場所は5箇所以内とする。
 - (2) 魚ぜき漁業の操業場所は8箇所以内とする。
 - (3) やな漁業の操業場所は2箇所以内とする。
- 6 関係地区 高梁市成羽町、備中町、川上町、玉川町神崎、落合町(近似を除く)

内水面漁業権図



内共第14号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第15号（類似漁業権）

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
 - (1) あゆ漁業
6月1日から12月31日まで
 - (2) あまご漁業
3月1日から8月31日まで
 - (3) うなぎ、こい、はえ、もくずがに、すっぽん漁業
1月1日から12月31日まで

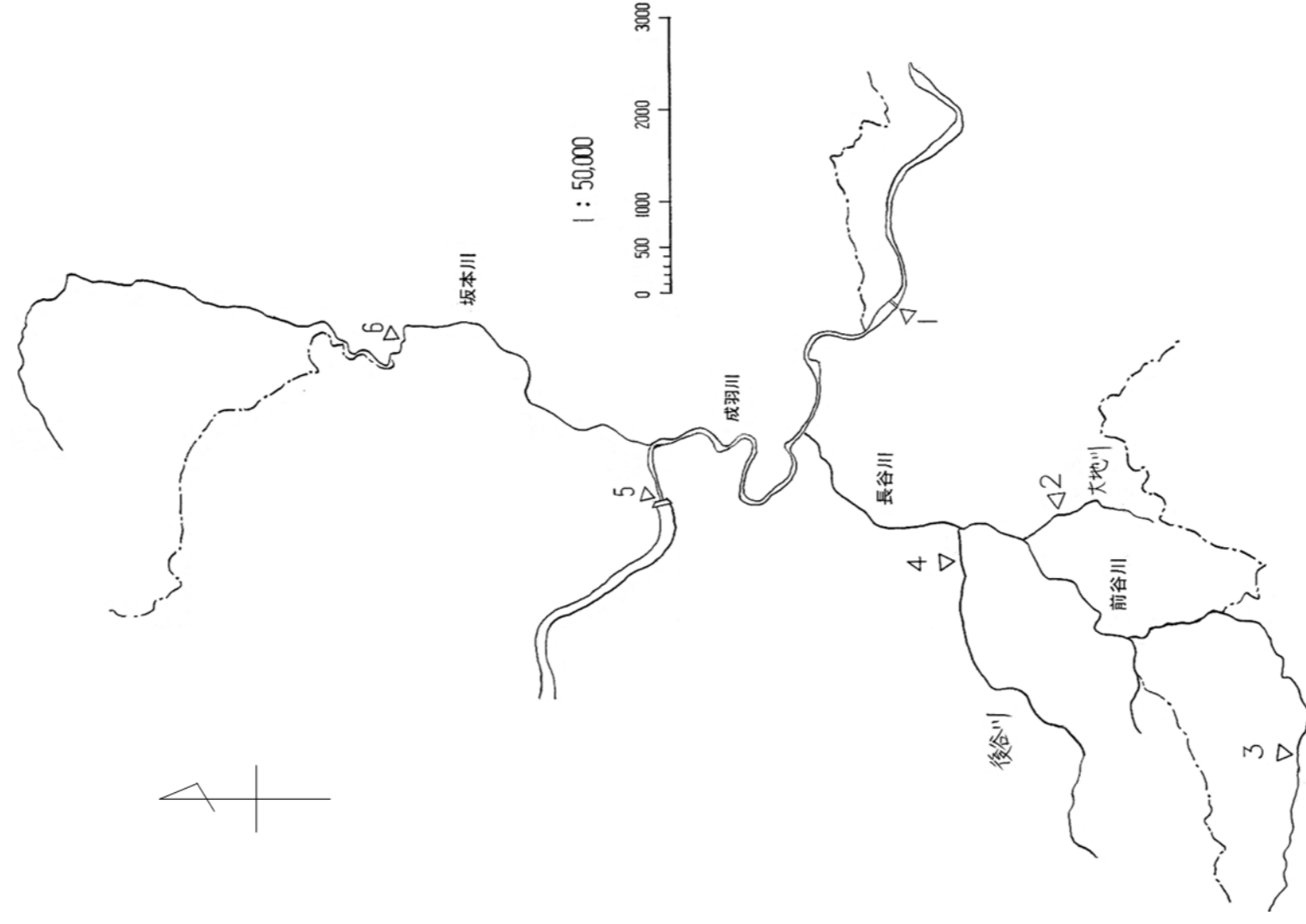
- 3 漁場の位置 高梁市成羽町、備中町地内

- 4 漁場の区域 基点第1号から上流、基点第2号、第3号、第4号、第5号及び基点第6号の各基点から下流の成羽川、長谷川、前谷川、大地川、後谷川、坂本川の区域
点の位置
基点第1号 高梁市備中町長屋黒鳥調整池堰堤上流端
基点第2号 高梁市備中町布賀字半ヶ谷4927の1地先大地川井堰下流端
基点第3号 高梁市川上町高山市字日向1468穴門橋下流端
基点第4号 高梁市備中町布賀4195地先井堰下流端
基点第5号 高梁市備中町東油野田原調整池堰堤下流端
基点第6号 高梁市成羽町中野4604-5地先井堰下流端

- 5 制限又は条件
 - (1) 黒鳥調整池の維持管理のために行われる行為については、従わなければならない。
 - (2) 黒鳥調整池湛水区域のうち、田原発電所放水口付近の調整池用地内及び水面には立ち入らないこと。

- 6 関係地区 高梁市成羽町、備中町、川上町、玉川町神崎、落合町（近似を除く）

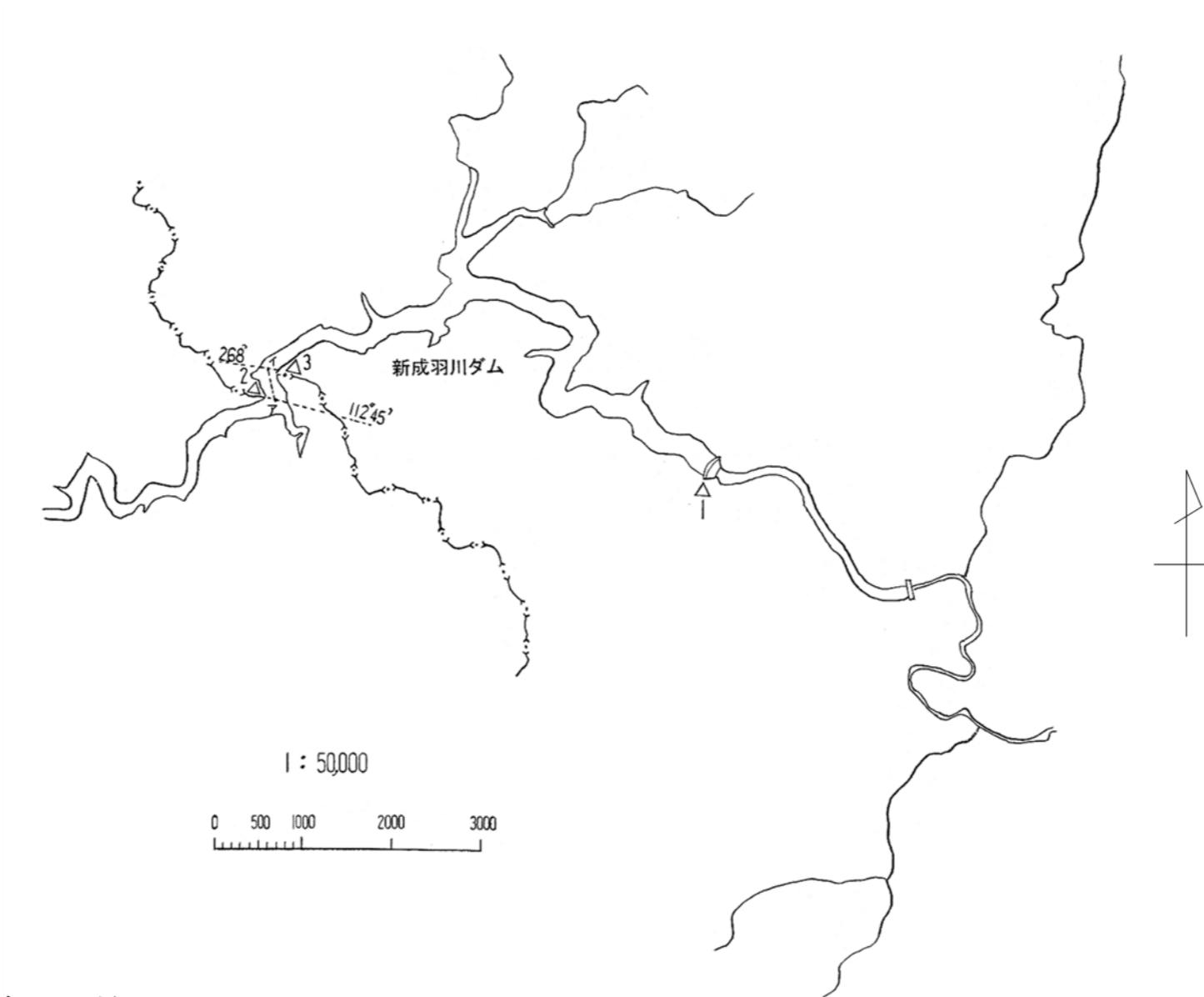
内水面漁業権図



内共第15号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第16号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
こい、ふな漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 高梁市備中町地内
- 4 漁場の区域 基点第1号から上流、基点第2号、点ア、点イ及び基点第3号の各点を順次結んだ3直線から下流の新成羽川ダムの区域
点の位置
基点第1号 高梁市備中町西油野新成羽川ダム堰堤上流端
基点第2号 新成羽川ダム左岸高梁市備中町西山岡山・広島県境標柱
基点第3号 新成羽川ダム右岸高梁市備中町平川岡山・広島県境に設置した標識
点ア 基点第2号から真方位112度45分見通し線上成羽川の2分の1の点
点イ 基点第3号から真方位268度見通し線上成羽川の2分の1の点
- 5 制限又は条件
(1) 新成羽川ダム堰堤から上流1000メートル(左岸備中町西油野3620番地、右岸備中町平川3640番地)内の浮遊物流下防止の網設置箇所までの貯水池用地内及び水面には立ち入らないこと。
(2) 新成羽川ダムの維持管理のために行われる行為については、従わなければならない。
- 6 関係地区 高梁市成羽町、備中町、川上町、玉川町神崎、落合町(近似を除く)

内水面漁業権図



内共第16号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)

1 免許番号 内共第17号(類似漁業権)

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第5種共同漁業

(1) あゆ漁業

6月1日から12月31日まで

(2) あまご漁業

3月1日から8月31日まで

(3) うなぎ、はえ、わかさぎ漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 新見市地内

4 漁場の区域 基点第1号、第2号及び基点第29号の各点を順次結んだ2直線から上流、基点第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号及び基点第28号の各点から下流の高梁川、田津川、本郷川、城谷川、宮河内川、神代川、三光川、干子川、油野川、弥平田川、青笹川、三室川、吉田川、高瀬川、三ケ市川、三坂川、西川、高尾谷川、代城川、別所川、実谷川、井原川、茗荷谷川、熊谷川、小坂部川、伏谷川、大井野川、古谷川、大津川の区域

点の位置

基点第1号 高梁市高倉町飯部清水石荷出橋中央線

基点第2号 高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋(中井川橋梁)南から第4橋脚下流端

基点第3号 新見市唐松1056番地MSファーム第一養魚場下の橋下流端

基点第4号 新見市哲多町蚊家新友行橋下流端

基点第5号 新見市哲多町本郷城谷川砂防堰堤下流端

基点第6号 新見市哲多町宮河内新行橋下流端

基点第7号 新見市哲西町矢田真根木橋下流端

基点第8号 新見市哲西町上神代日長谷砂防堰堤下流端

基点第9号 新見市哲西町上神代650番地前橋下流端

基点第10号 新見市神郷上油野弥平田川砂防堰堤下流端

基点第11号 新見市神郷上油野青笹2号橋下流端

基点第12号 新見市神郷油野3929番地地先神郷あまご養殖場奥の橋下流端

基点第13号 新見市神郷下油野吉田1号橋下流端

基点第14号 新見市神郷釜村高瀬川ダム堰堤下流端

基点第15号 新見市神郷釜村新見市立神郷北小学校前の橋下流端

基点第16号 新見市神郷釜村三坂三坂川砂防堰堤下流端

基点第17号 新見市高尾高尾谷川砂防堰堤下流端

基点第18号 新見市千屋門長橋下流端

基点第19号 新見市管生別所鳴滝滝壺下流端

基点第20号 新見市千屋実大谷砂防堰堤下流端

基点第21号 新見市千屋井原井原砂防堰堤下流端源流基点標識

基点第22号 新見市千屋花見六郎谷川と茗荷谷川との合流点

基点第23号 新見市菅生西谷篠橋下流端

基点第24号 新見市大佐大井野大根橋下流端

基点第25号 新見市大佐大井野伏谷2175番地前橋下流端(伏谷橋より4つ上流の橋)

基点第26号 新見市大佐大井野大谷阿劔橋下流端

基点第27号 新見市大佐上刑部古谷砂防堰堤下流端

基点第28号 新見市大佐上刑部重村橋(大佐町上刑部簡易水道浄化場下橋)下流端

基点第29号 高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋(中井川橋梁)北基部下流端

5 制限又は条件

(1) 長ぶくろ網漁業の操業場所は13箇所以内とする。

(2) 魚ぜき漁業の操業場所は6箇所以内とする。

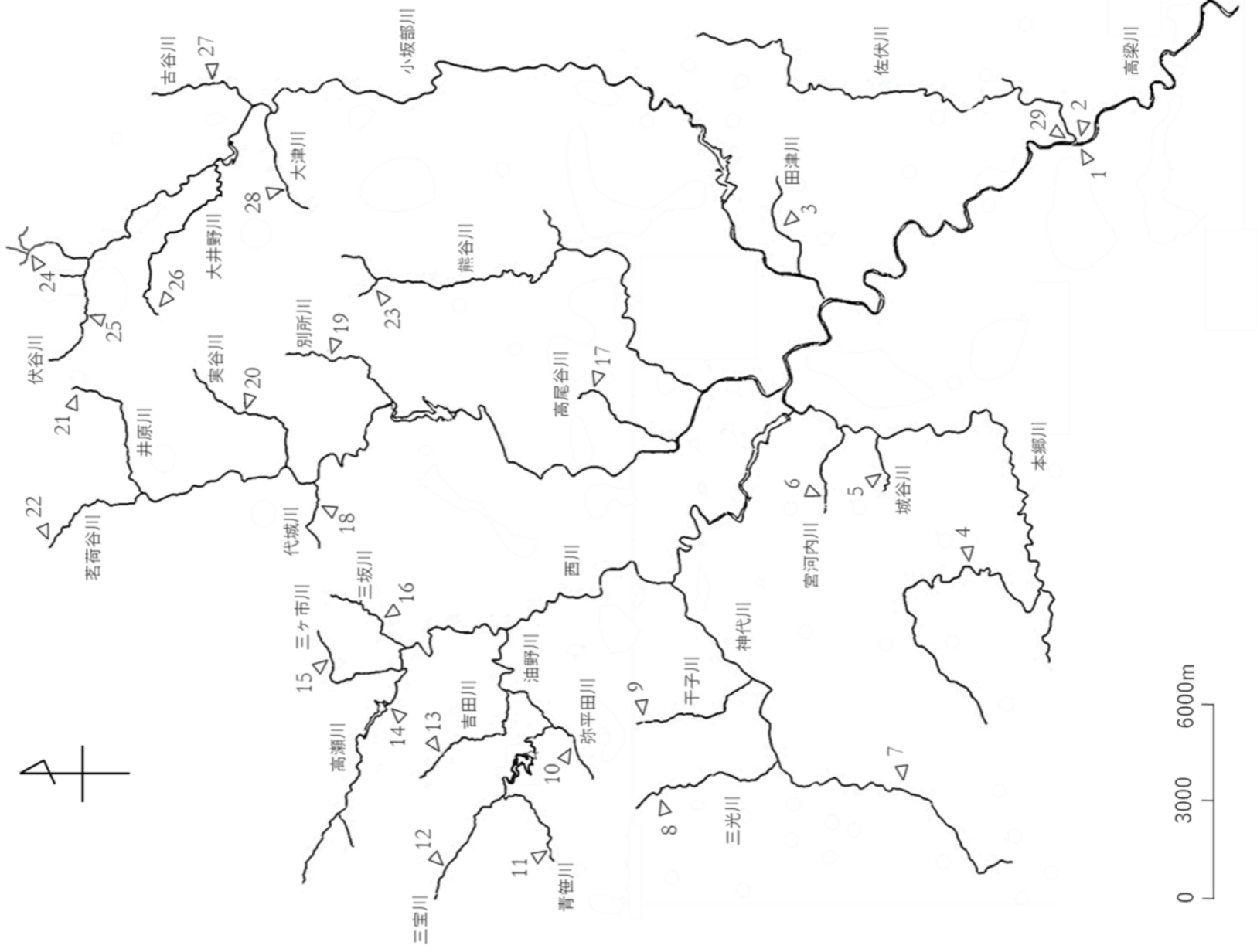
(3) 枠待漁業の操業場所は5箇所以内とする。

(4) 河本ダムの維持管理のために行われる行為については、従わなければならない。

(5) 小坂部ダムからの必要な農業用水の取水及びダムの維持管理のために行われる行為については、従わなければならない。

6 関係地区 新見市

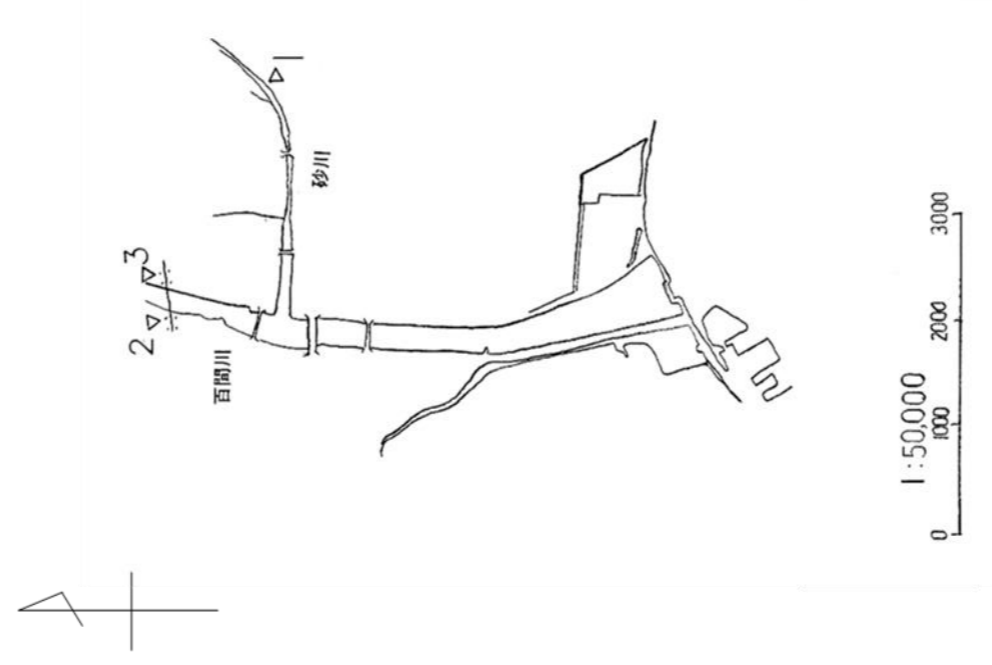
内水面漁業権図



内共第17号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第18号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
うなぎ、ふな、なまず、もろこ、てながえび漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 岡山市中区沖元、岡山市東区升田、光津、政津地内
- 4 漁場の区域 基点第2号と基点第3号を結んだ直線と基点第1号から下流、大手
海岸堤防から上流の砂川、百間川の区域
点の位置
基点第1号 岡山市東区政津砂川堰下流端
基点第2号 岡山市中区海吉字福吉百間川右岸電力鉄塔
基点第3号 岡山市東区益野町字浜百間川左岸電力鉄塔
- 5 制限又は条件
(1) 百間川改修工事に対しては、異議を申し立ててはならない。
(2) 百間川河口水門の維持管理に支障を与えてはならない。
- 6 関係地区 岡山市

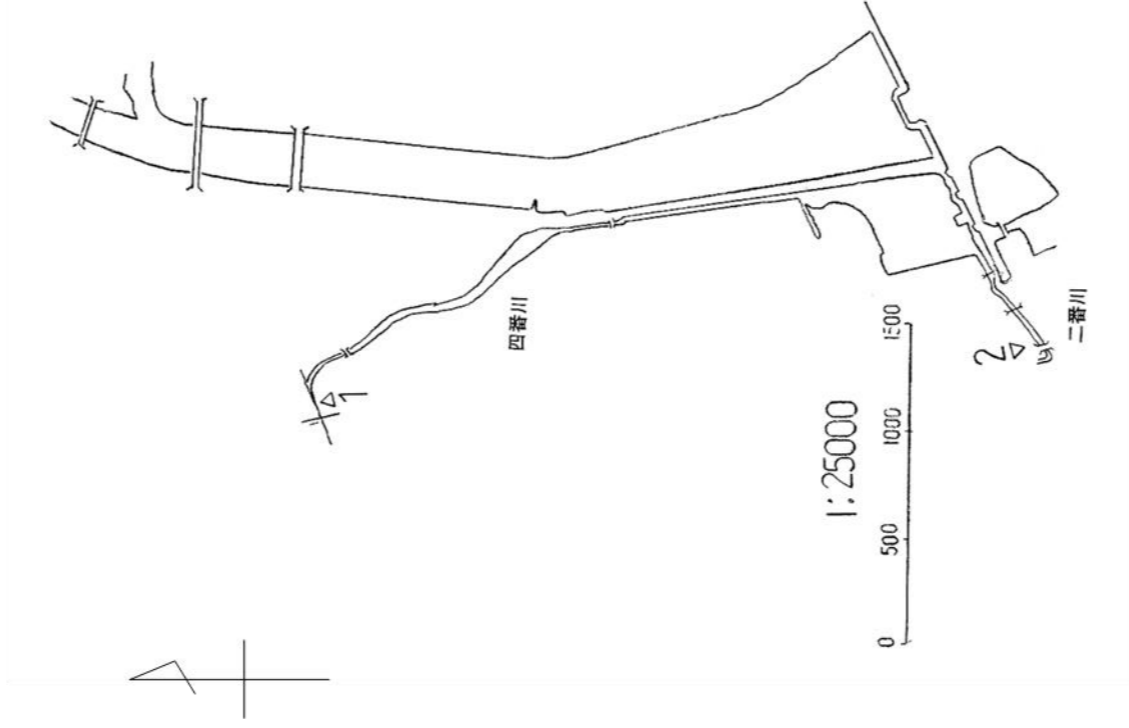
内水面漁業権図



内共第18号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第19号(類似漁業権)
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
うなぎ、ふな、なまず、もろこ、てながえび漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 岡山市中区藤崎、倉富、沖元、桑野地内
- 4 漁場の区域 基点第1号及び基点第2号から下流、大手海岸堤防から上流の二番川、四番川の区域
点の位置
基点第1号 岡山市中区桑野307番地地先西天瀬樋門下流端
基点第2号 岡山市中区藤崎主要地方道岡山玉野線新開橋下流端
- 5 関係地区 岡山市

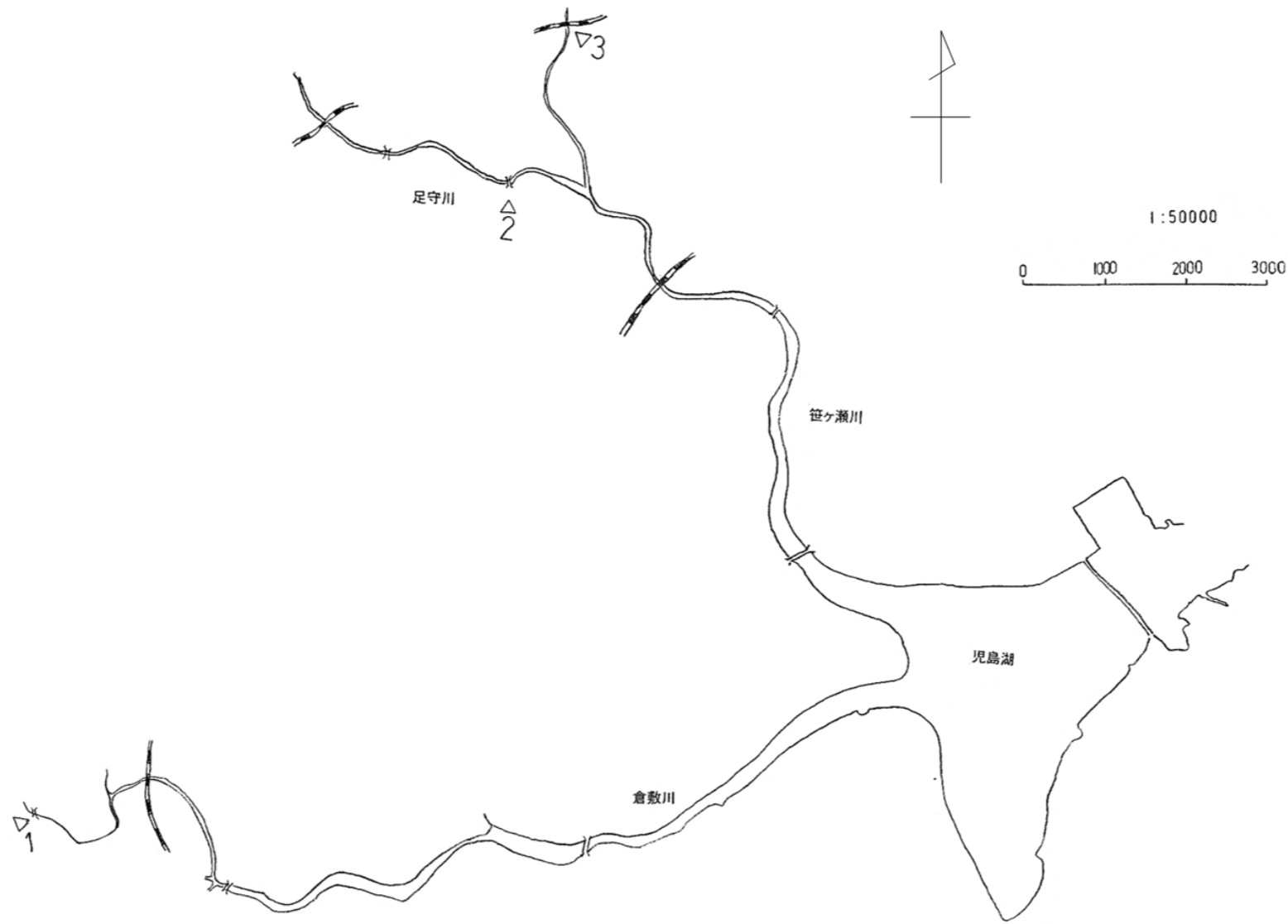
内水面漁業権図



内共第19号 (存続期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第20号（類似漁業権）
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
うなぎ、こい、ふな、なまず、もろこ、てながえび漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 岡山市、玉野市、倉敷市地内
- 4 漁場の区域 児島湖堰堤から上流、基点第1号、第2号及び基点第3号から下流
の児島湖、倉敷川、足守川、笹ヶ瀬川の区域
点の位置
基点第1号 倉敷市藤戸町藤戸盛綱橋下流端
基点第2号 岡山市南区古新田引舟橋下流端
基点第3号 岡山市北区白石山陽本線笹ヶ瀬川鉄橋（白石川橋梁）下流端
- 5 制限又は条件
(1) 国において施行する児島湾沿岸農業水利事業及び児島湾干拓事業並びにその維持管理についてはこれを拒んではならない。
(2) 国又は県若しくは児島湾土地改良区及び七区土地改良区がその正当な権限に基づいて施行する干拓工事及び水利調整事業については、異議を申し立ててはならない。
- 6 関係地区 岡山市、玉野市、倉敷市

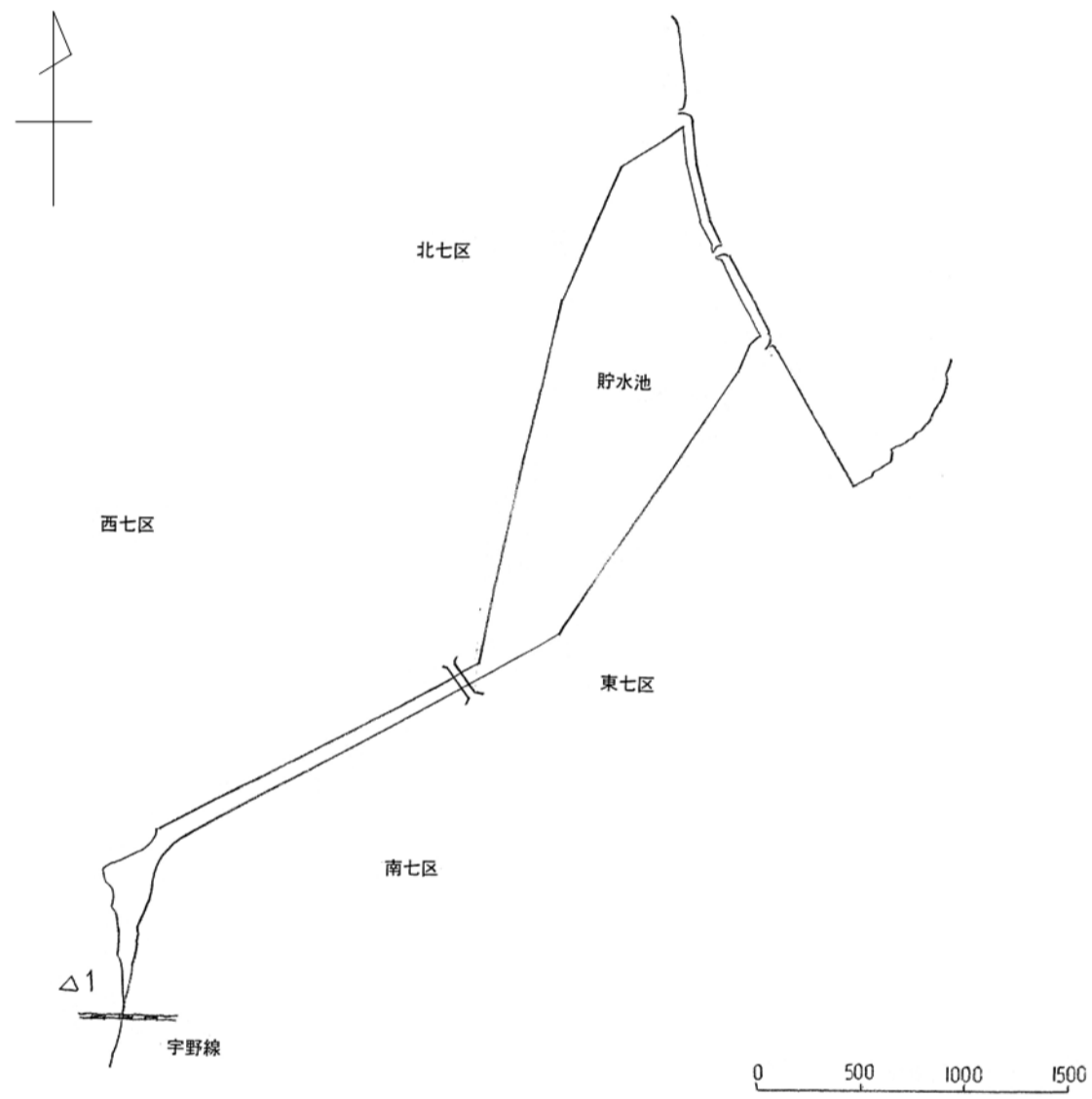
内水面漁業権図



内共第20号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)

- 1 免許番号 内共第21号（類似漁業権）
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
うなぎ、こい、ふな、なまず、もろこ、てながえび漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 玉野市、岡山市地内
- 4 漁場の区域 児島湾干拓七区貯水池締切堤防より上流、基点第1号から下流の七区
貯水池、鴨川の区域
点の位置
基点第1号 玉野市槌ヶ原宇野線鴨川鉄橋（秀天川橋梁）下流端
- 5 制限又は条件
 - （1）国営児島湾沿岸農業水利事業及び児島湾干拓事業並びにその維持管理によって生じた損害については、異議を申し立ててはならない。
 - （2）国又は県若しくは児島湾土地改良区及び七区土地改良区がその正当な権限に基づいて施行する干拓及び水利調整事業については、異議を申し立ててはならない。
 - （3）児島湾干拓入植者の経営規模拡大のために貯水池を干拓する事態が生じた場合は、異議を申し立ててはならない。
 - （4）児島湾干拓地区内互譲橋から東部の貯水池内には、栈橋及び係船場等の施設を設けてはならず、互譲橋から西部において施設を設けようとするときは、管理者の承認を得なければならない。
 - （5）児島湾干拓第5号樋門は管理者の許可なくでは開閉できない。
 - （6）この制限又は条件に違反した場合は、管理者の申し出により権利の取消に応じなければならない。
 - （7）この制限又は条件に違反した行為があった場合、これに対して管理者が処置した費用は漁業権者の負担とする。
- 6 関係地区 玉野市、岡山市、倉敷市

内水面漁業権図



内共第21号 (存続期間 令和6年1月1日 ~ 令和15年12月31日)